(ver.1) 平成 24 年 9 月 11 日 (ver.2) 平成 24 年 11 月 1 日

### 東日本大震災 財務アーカイヴ

学校法人東北学院法人事務局 財務部長 高橋秀悦

平成 23 (2011) 年 3 月 11 日 14 時 46 分,マグニチュード 9.0 の東北地方太平洋沖地震が発生してから、早やくも 1 年半が経過し、東日本大震災の記憶も失われつつある。

私は、東日本大震災に被災した学生・生徒等に直接的な対応したり、災害ボランティアを行ったり、被災建物等の管理保全・修理等に直接的に関わったわけではないが、学校法人東北学院の財務部長として学校法人の全体を予算面から鳥瞰できる立場にあったことから、東日本震災における学校法人の種々の対応策について、財務面を中心に整理しておきたい。

法人の平成 23 年度当初予算は、大学部門では 4 億 2 千万円の消費収入超過予算であったが、法人全体としては、ほぼ収支均衡予算(8000 万円の消費収入超過)であったことのほかに、7 億円の第 2 号基本金組入れも予算化されていた。3・11 の東日本大震災に対応するために、当初予算の施設関係支出を凍結するとともに、積極的な被災学生支援、被災施設の復旧等の財務上の種々のアクションを行った。消費収支の悪化が非常に危惧されたものの、決算では 8 億 5000 万円の消費収入超過(大学は、11 億 3000 万円の消費収入超過)となった。また、第 2 号基本金組入れも、3 億円増加し 10 億円とすることができたほかに、当初予算には計上されていなかった隣接地を購入(2 億円) することもできた。実質的には、財務上、13 億円の貢献に値する。

東日本大震災の中で、このような財務的な貢献が可能になった背景としては、本法人が、 もともと財務基盤が強く、また、いささか手前味噌になるが財務の運営能力も非常に高い ことによる。「天よりの恵み」によって、大きな収支超過が生み出された訳では決してない。 日ごろの財務の「力」が遺憾なく発揮されたものであり、「天は自ら助くる者を助く」であ る。

本法人が東日本大震災の非常事態に対応するための様々な対応策は、私立学校を取り巻く経営環境が少子化・進学率の低迷等により悪化する中、その経営・財務状況を改善するための一助になるものと確信する。ここに、本法人が東日本大震災において採用した財務上の種々のアクションを整理したので、学校法人の財務を担う関係各位の参考としていただければ幸いである。

### 第1章 東日本大震災からの復旧・復興と財務の役割

#### 1 プロローグ

平成23(2011)年3月11日14時46分、東北学院大学では全学教授会(他の大学では あまり見られない教授会組織であり、(正)教授で構成される学部横断的な教授会)の開催 中に東日本大震災が起こった。一般入試(後期)入学試験の判定の件、再試験による卒業 判定の件、名誉教授の推薦の件が承認された直後であった。

地震発生後、警備員室からの館内一斉放送による緊急避難指示により、土樋キャンパスの教員、職員、学生は、本学の緊急避難場所(正門向かいの東北大学片平校地南地区のテニスコート・エリア:当時、緊急避難場所として本学が東北大学より使用許可を受けていた場所)に避難した。

緊急避難場所において、直ちに、星宮望学長を長とする緊急対策委員会が組織され、副委員長の柴田良孝総務担当副学長の指示により、土樋キャンパスの建物の被災状況を確認が行われた。若手の事務職員が自発的に被災直後の建物に入館しての確認作業であった。財務課からは、伊藤文明、岩松憲幸、廣瀬理行、菅原有紀、杉浦千裕らが、率先してこの確認にあたった。

16 時に災害対策本部が本館会議室に設置された。これ以降のアクションについては、柴田良孝総務担当副学長の[メモ]、大学総務課作成の[緊急対策会議報告]を参照されたい。なお、緊急対策会議は、課長職以上のもので構成された震災対応するための連絡会議である。第1回の緊急対策会議は、3月12日午前10時に開催された。3月13日は、日曜日のため本部要員で対応することとし、第2回の緊急対策会議は、3月14日午前10時に開催された。3月14日の朝には、仙台市中心部の電気が復旧し、3月11日から14日までのアクションが文書の形で報告されるとともに、この日の会議以降、[緊急対策会議報告]も作成可能になった。

### 2 中・高の給与遅配の危機

「3月15日(火)15時第3回緊急対策会議報告」には、「給与支払いに関して銀行との交渉を終えた。実施詳細に関しては後日連絡する。」とあり、また、「3月16日(水)15時第4回緊急対策会議報告」には、「給与は予定通り、振込み手続きをする。給与明細は本日から、手渡し可能な職員には配布する。郵送の手続きもとるが、到着については不明とのこと。」とある。これは、3月の給与支給日が18日(金)であったことと関係している。

本法人では、給与支給日の(銀行)3営業日前までに、給与支払いデータを七十七銀行に送ることとしていたが、震災直後は、銀行へデータを送ることが不可能な状況に追い込まれていた。特に大きな障害となったのは、法人内の情報システム(人事給与システム)が遮断したことと、中学校・高等学校部門の給与担当者の自宅が被災により出勤することができずに、期日まで給与計算を行うことができないことの2つである。

財務課の小山純係長がこの件について七十七銀行に相談した結果、3月15日(火)の午前中までに中・高の給与データが入ったフロッピーディスクを銀行の事務処理センターに持ち込むことができれば、また最悪の状況に至り16日(水)にずれ込んだ場合には、本法人職員が銀行の事務処理センター内でデータを直接入力することによって、何とか対応ができるとの回答を得た。ただし、給与受け取りの口座が七十七銀行以外の銀行である場合は、3月18日(金)支払いの保証はできないとのことであった。

土樋キャンパスのシステムが復旧後、人事課では、課内のシステムを使用して、中学校・高等学校部門の時間外、共済データ等の確認を行ない、FBデータを作成し、法人・大学・幼稚園部門のデータとともに、財務課に渡した。3月15日(火)、財務課では、中・高の3月分の給与支払い資金を一時的に大学の資金によって立て替えることとし、財務課の専用端末機(FB)から七十七銀行にデータを送信した。

榴ケ岡高等学校でも、給与計算そのものはほぼ終了していたものの、停電によるシステムの復旧が遅れていたので、FBデータを直接銀行に送ることができず、データを人事課に持ち込み、人事課内のパソコンから七十七銀行のインターネットの回線を利用して、FBデータを銀行に送った。

このようにして、人事課と財務課の協力・協働により、中・高の給与遅配の危機が回避されたのである。

### 3 迅速だった入学手続き(学生納付金)の特例措置の決定と広報

平成 23 年度入学に関して、入学手続きの最終日が迫っていた。これに関し、「3月 16日 (水) 15時 第4回緊急対策会議報告」によって確認すると、「協議事項4」として「別紙財務部長からの資料参照にもとづき、理事会決定事項(2,4)を除き、資料の各内容が承認された。→被災学生に対する、各種減免については入学後に検討することも併せて承認された。」とあり、さらに、「協議事項6」として「学納金の納入期限について(財務部長より)」のタイトルの下に「納入期限を延ばすこともあり得ることが承認された。」とある。

上記は、財務部長から、「東北関東大震災 学納金(新入生)関係特例措置(案) <別紙資料1>」及び「東北関東大震災 学納金(復籍)関係特例措置(案) <別紙資料2>」を提案したところ、原案が3月16日(水)開催の第4回緊急対策会議において承認されたことをさしている。

これらの決定については、いち早く徹底して周知することが肝要であることから、ホームページのほか、平成23年3月20日の「河北新報」に「大地震・津波被害のお見舞いを申し上げます」と題する「お見舞いと学内情報伝達のための広告」を掲載した。この中で、学内情報としては、「学納金に関する取り扱い」、「学生本人からの安否情報」,「入構・行事・授業などの取り扱い」の3項目を掲載した。

平成23年3月23日開催の常務理事会においては、学内の事務連絡の観点から時間的に

幾分ゆとりがあった事項を含め、<別紙 資料1>及び<別紙 資料2>が承認されるとともに、「東北関東大震災において甚大な被害を受けた平成23年度入学予定者が、入学時期を1年間延期することを希望する場合はこれを承認すること」も併せて承認した。

### 4 教職員の出張願の取り扱いについて

JR 仙台駅の構内が大きな被災を受け、また東北新幹線自体も大きな被災を受け、復旧の目途が立たないこと、さらには仙台空港も津波の直撃を受け機能を停止していること等があり、学長及び柴田総務担当副学長の了解を得て、東北新幹線が普及するまでの間、教職員の出張を承認しない措置をとった<別紙 資料3>。

震災の大きさとこのような交通事情のために、このような通達が出されるまでもなく、ほとんどの教職員は、自発的に出張を取りやめていたし、震災前に出張申請をし、事前に出張旅費を受け取っていた教職員には、出張が不可能になったことから、旅費の返還をしていただいた。本院の教職員の良識が遺憾なく発揮されたものと思う。

しかしながら、教養学部の 3 名の教員が、この通知の存在を知らずなかったとして、名 古屋での学会参加 (1名)、名古屋への資料収集 (1名)、北海道への資料収集 (1名)を行ったものとしている。名古屋の学会参加と資料収集は、震災直後の高速バスを乗り継いでの出張であり、しかも現地での滞在時間がほとんどなく、何のための出張だったのかと疑問が出る状況であり、極めて遺憾である。

#### 5 文部科学省高等教育局長の大震災被災状況視察

平成 23 年 3 月 28 日午前 9 時 40 分から 11 時 40 分まで、文部科学省の大震災被災状況視察が行われた。文部科学省側からは、磯田文雄高等教育局長、寺門成真高等教育局国立大学法人支援課企画官、勝野頼彦私学行政課長、八木雄一郎私学行政課法人係係長の 4 名であり、本法人側からは、平河内健治理事長、星宮望学院長・学長、宮城光信総務担当常任理事、関谷登財務担当常任理事、柴田良孝人事担当常任理事兼総務担当副学長、齋藤誠学務担当副学長、高橋清昭法人事務局長、佐藤範明庶務部長、高橋秀悦財務部長、日野哲総務部長、佐々木文彦施設部長の 11 名であった。

本法人側からは、「各キャンパスの建物等罹災状況報告書」、「多賀城キャンパスの被害状況報告(写真)」、「泉キャンパスの被害状況報告(写真)」等の資料で説明した後、星宮学長が、震災に対応するための支援措置・要望(その趣旨は<別紙 資料4>に記載)を申し上げたところ、磯田高等教育局長からは、文部科学省として阪神淡路大震災を上回る支援をする旨の回答を得ることができた。この回答は、財務上の羅針盤として、本学財務にとって心強いものとなった。

この後、磯田高等教育局長等は、土樋キャンパスの被災状況を視察の後、東北大学の視察に向かった。

#### 6 極めて早い段階での補正予算編成の決定

平成23年3月25日午後1時より、「震災に係る財政問題検討委員会(委員長 平河内健治理事長)」が土樋キャンパス1号館6階会議室において開催され、「(暫定)補正予算編成に着手すること」、「緊急時対応として(1)応急仮設校舎等の建設及び被害を受けた校舎等の修繕、(2)機器備品等の取替え、(3)授業料減免措置等の特別措置を実施すること」及び「これらを具体化するための予算執行等に関する基本方針」が承認された。

3月30日開催の常務理事会において、上記の審議内容を盛り込んだ事項が、「東北関東大震災からの復興に向けた基本方針 <別紙 資料 5>」及び「東北関東大震災:平成23年度予算執行等に関する基本方針 <別紙 資料 6>」として承認された。

この中で重要な事項は、平成 24 年度の学生生徒等納付金は改定しないこと、平成 23 年度予算示達額の 10%以上 (2000 万円以上の予算単位においては、20%以上) の予算執行を凍結すること、さらに教育研究活動の再開を最優先するために、理事会・評議員会を可能な限り速やかに開催し、予算外支出のうち、「1 件当たり 5 千万円以上の事項」についても、委任を受けること等である。

## 7 大学全教員宛 (tgu-faculty 1) の送信

東北学院大学では、会議の日程案内や諸連絡等のメール配信を推進していたが、これにアレルギーをもつ教員もあって、教員に対するメール案内が徹底されていなかった。このため、星宮望学長が強いリーダーシップを発揮されて、平成23年4月1日から、これを徹底して実施することを決定していた。

これを 1 日前倒し、総務部長が発信したものが、このメール「「震災復興に向けた基本方針」等に関するお知らせ」である。すなわち、

「このたびのお知らせについては、去る3月30日の常務理事会にて承認され、本日の学部長会・部長会にて周知されたものです。内容は添付の文書をご覧いただきたいと思いますが、教職員の皆様には何とぞご理解とご協力のほどをお願い申し上げます。」とある。

このメールに添付された文書は、「1 本文書(お知らせ) <別紙 資料 7>」、「2 東北関東大震災からの復興に向けた基本方針 <上記6の別紙 資料 5> 」、「3 東北関東大震災:平成23年度予算執行等に関する基本方針 <上記6の別紙 資料 6>」である。

なお、このメールには、すでに、3月31日のメール配信以前に、同じ31日に配布した「紙」ベースでお知らせしている事項についても、再度「ファイル」の形で添付している。これらは、「1 平成23年度予算の削減・凍結と(暫定)補正予算の編成について(理事長から教員各位あて文書)」、「2 平成23年度大学予算の削減・凍結と(暫定)補正予算の編成について(学長から教員各位あて文書)」、「3 大学長、財務部長から教員各位あて文書」、「4 法人事務局長、財務部長から職員各位あて文書」である<別紙 資料8の(1)~(4)>)。

この中で特に注目に値するものは、「教員各位」を対象とした上記の「文書 3」であり、「個人研究費は一人あたり年額 22 万円とする。」、「学会(研究会)の旅費及び資料収集の旅費を合わせて、一人あたり年額 15 万円を限度とする。」、「学会発表(研究会発表)の旅費は、一人あたり年額 5 万円を限度とする。」、「大学院担当の教員の個人選書は凍結する。(ただし、法務研究科は除く)」等となっており、教員の個人研究費や研究旅費についても制約している点である。今後、本院の財政が逼迫する事態が起これば、この制約が復活する可能性がある。

#### 8 手厚い被災学生支援の決定

先に3月30日開催の常務理事会の審議内容の一部を紹介したが、その日の常務理事会においては、「東北関東大震災に伴う大学学生納付金等に関する本学の対応 <別紙 資料 9 >」も併せて承認された。その具体的内容は、平成23年度入学生を含む、下記に該当する学生に対して、授業料の減免措置等を講じることとした点にある。

- (1) 主たる家計維持者が死亡・行方不明の場合、授業料1年分を免除することとした。
- (2) 主たる家計維持者の家屋全壊・流出の場合、授業料半期分(新入生は後期分、2年生以上は前期分)を免除することとした。
- (3) 主たる家計維持者の家屋半壊の場合、授業料半期分(新入生は後期分、2年生以上は前期分)の50%を免除することとした。
- (4) 主たる家計維持者の家屋が津波により床上浸水した場合、見舞金を支給することとした。

#### 9 復興支援金の受け入れの決定

本院では、創立 125 周年記念事業の一環として「東北学院大学新キャンパス整備事業」 の事業費と「東北学院奨学基金」に充当するために、広く寄付金募集事業を展開していた。

本院に対する寄付に関して所得税等の優遇措置を受けるためには、文部科学省からの「特定公益増進法人に関する証明書」が必要である。震災復興支援を申し出られた方にも、この所得税等の優遇措置が適用されるようにすることについて検討した結果、上と同じく3月30日開催の常務理事会において「寄付金募集要項」の一部を追加変更することが承認された。すなわち、「東北関東大震災で被災を受けた学内諸施設の速やかな復興と強力な学生支援が不可欠であるため、下記の事業を計画した」とし、その使途として、「震災で被災した学内諸施設の復興費用と罹災学生の支援資金に充当する」ものと追加変更した。なお、文部科学省との事前相談・手続き等については、財務課小山純係長があたった。

こうしたこともあって、最終的には、平成 23 年度の復興支援金の受入額は、9700 万円 ほどになった (概数で述べると大学 6490 万円、中学校・高等学校 2330 万円、榴ケ岡高等学校 740 万円、幼稚 150 万円) となった。深く感謝したい。

なお、復興支援金の寄付とは、別に見舞金や会費減免措置も受けているので、これも記録しておきたい。例えば、平成23年3月25日、「社団法人 日本私立大学連盟(現在は、

一般社団法人 日本私立大学連盟)」からは、見舞金と会費減免(平成 23 年度は全額免除、 平成 24・25 年度は半額免除)の通知を受けている。

## 10 東北学院震災復興対策委員会の設置

さらに、同じ3月30日開催の常務理事会においては、「東北学院震災復興対策委員会の設置」が決定された。学校法人の施設・設備等の復旧に関する事項、被災学生支援に関する事項、被災教職員に対する経済的支援に関する事項等について、法人として「速やかに機動的に意思決定すること(各委員会の審議によらずにトップダウン的に意思決定すること)」を目的としたものであり、この委員会での決定事項については、常務理事会においても原則的に追認されることについても併せて承認された。

この委員会は、委員長として平河内健治理事長、副委員長として星宮望学院長・学長のほか、委員としては、宮城光信総務担当常任理事、関谷登財務担当常任理事、柴田良孝人事担当常任理事、高橋清昭法人事務局長、齋藤誠学務担当副学長、永井英司中学校・高等学校長、久能隆博榴ケ岡高等学校長、佐々木哲夫宗教部長、日野哲総務部長、高橋秀悦財務部長、佐藤範明庶務部長、佐々木文彦施設部長、齋藤英夫庶務課長、若生克義人事課長、駒板高明財務課長の15名であった。

常務理事会の設置の決定を受けて、常務理事会終了後に、さっそく第 1 回の震災復興対策委員会が開催され、4 月には週 1 回のペースで復興対策委員会が開催された。この第 1 回~第 5 回の震災復興対策委員会審議・協議の概要は、<別紙 資料 10>の通りである。

なお、平成23年4月6日開催の第2回震災復興対策委員会においては、これまで使用してきた「東北関東大震災」の名称 (NHKの報道にちなんだ名称) を、4月1日の閣議での正式決定に従い、「東日本大震災」の名称に変更することとした。

### 11. (臨時) 理事会・(臨時) 評議員会の開催

平成23年4月20日、大学土樋キャンパス8号館において臨時の(全国)理事会と(臨時)評議員会が開催された。まず、「東日本大震災に伴う被災状況等」の報告として、学生・生徒・園児の安否確認(大学 死亡3名・行方不明2名、高等学校 死亡2名)、教職員の安否確認(死亡・行方不明 なし)、施設設備等の被災状況、学事暦の変更(大学の卒業式・入学式の中止等)が報告された。続いて、第1号議案「東日本大震災の発生に伴う施設設備等に復興に関する常務理事会への委任事項の追加」についての審議が行われ、

- (1) 予算外支出のうち、東日本大震災に起因する施設設備等の復旧事業に関する事項。
- (2) 被災学生の修学に対する経済的支援に関する事項。
- (3) 被災教職員に対する経済的支援に関する事項。
- (4) 委任期間は平成23年4月20日から平成24年3月1日までとする。
- の4点が承認された。

常務理事会は、 学校法人東北学院寄附行為施行細則第 7 項第 1 項第 1 号によって、「理事会の決議により委任された事項」を処理するものと規定され、また、第 7 条第 2 項では、当分の間の常務理事会への委任事項として、「予算外支出のうち、1 件当たり 5 千万円以下の事項」と規定されているが、東日本大震災に起因する施設設備等の復旧事業は、明らかに、1 件 5 千万円を超えるものばかりであった。このため、常務理事会では、東日本大震災関連の 1 件 5 千万円を超える予算外支出は、改めて理事会の決議によって委任を受けることが必要であった。

### 12 大震災による教育研究用機器備品等の取替更新等の予算措置

平成 23 年 4 月 20 日の (全国) 理事会において「予算外支出のうち、東日本大震災に起因する施設設備等の復旧事業に関する事項」が常務理事会に委任することが承認され、緊急を要する事項については、常務理事会及び東北学院震災復興対策委員会の承認をえて、実施することが可能になったことを受け、4 月 25 日、財務部長から学部長・部長あてに事務文書「震災による教育研究用機器備品等の取替更新等について(事務連絡) <別紙 資料 11 (1)>」が出されている。

これによれば、各学科、各研究所等において調査済みの破損状況(写真添付)、資産番号、被害額(見積り額)、復旧の優先順位等を財務部長まで速やかに報告することと、常務理事会及び東北学院震災復興対策委員会において承認された事項について予算措置をとることとが記載されている。

予算措置がとられれば、補正予算に計上されることになることから、同じ4月25日、財務部長から学部長・部長あてに事務文書「決算関係日程及び補正予算関係日程等に関係する重要事項について(事務連絡)」も併せて出されている<別紙 資料 11 (2)>」。

これによれば、補正予算の編成方針等は、5月16日(月)の大学財政専門委員会、5月17日(火)の財務会議、5月18日(水)の常務理事会の承認を得て決定されことと、補正予算のヒアリングが6月20日(月)~22日(水)に実施されること、また、補正予算編成における「平成23年度の個人研究費及び旅費の取り扱い」等が記載されている。さらには、東北新幹線の仙台~東京間の復旧にともない4月25日以降の日程の「出張願」を総務課(または各キャンパス庶務係)において受け付けることも記載されている。

「平成23年度の個人研究費及び旅費の取り扱い」等と「出張願の受付再開」については、 教員に周知を図る必要があることから、同じ4月25日に、柴田良孝総務当副学長より、「平成23年度の個人研究費及び旅費の取り扱いについて<<別紙 資料 11 (3)>」を大学全教員宛に「tgu-faculty 6」として、メール配信した。

#### 13 (前年度) 決算

平成23年3月13日に、東北地方太平洋沖地震を特定非常災害に指定する政令が公布・施行され、私立学校法に係る「財産目録」等の作成期限は、6月30日(通常の1ヶ月遅れ)までに延期されることになった。その一方で、平成23年3月30日、日本公認会計協会において、学校法人会計基準や監査基準を踏まえて監査の留意事項が取りまとめられ、「会長通牒平成23年第2号 東北地方太平洋沖地震による被害に関する学校法人監査の対応について」として公表された。

このふたつの事項に対して、本法人においては、4月に入ってからも大きな余震が続く中、理事会・評議員会での例年通り 5月末の承認をめざして、決算の取りまとめ作業が行われた。駒板高明財務課長の陣頭指揮のもと、財務課職員の献身的な働きにより、「会長通牒平成23年第2号」に係る下記の点を除いて、5月決算の目標通りに順調に進んだ。

大震災の直後で、被災した建物・構築物・研究教育用機器備品等の正確な被災金額が判明しない状況であった。本来、計算書類は、本法人が保有する財産の状況を可能な限り正確に反映したものでなければならないことから、財務課は、この考え方に立ち、建物・構築物・研究教育用機器備品等の管理を担当する施設課に対して、これらの被災状況の報告及び資産処分差額等の計算を「再三にわたり」要望していたが、施設課は、建物・構築物・研究教育用機器備品等の維持管理に忙殺され、財務課からの「計算」の要望にはまったく応じてもらえない状況にあった。財務としては、施設課の協力が得られず、不本意ではあったが、決算作業を終え、監査を受けることになった。

「私立振興助成法」による法定会計監査及び「私立学校法」による監事監査においても、「会長通牒平成 23 年第 2 号」に係る事項として、「校舎等が損壊したことにより計上することとなる資産処分差額については、災害が発生した日の属する年度に計上するのが適当である。」が指摘された。とりわけ、4 月 15 日発行の『東北学院時報』の第 1 面に「激震!! 3. 1 1」の特集の中で、名取市閖上のシーサイドハウスが全壊した写真が大きく掲載され、校舎等の損壊の様子が周知のものとなっていたことから、この点が強く指摘された。幸いにも、本法人において震災において全壊し使用不要になった建物は、この閖上のシーサイドハウスのみであったことから、これに関して再度の計算を行うこととした。

この計算は、本来、施設課の主管であるが、財務課の伊藤文明職員が施設課に協力し作業することで、会計監査終了までに何とか終えることができた。

平成 22 年度決算では、学校法人全体の消費収支は、1 億 5200 万円ほどの収入超過となった。補正予算では、1 億 4600 間円程度の支出超過であったが、震災後の大学教職員の出張取り止め、校舎の立ち入り禁止措置に伴う光熱水費の漸減、不要不急の物品購入の取り止め等により、決算では収入超過に転じた。特に大学の消費収支は、補正予算では 4 億 1200万円の収入超過の見込みであったが、決算では 6 億 8900 万円の収入超過となり、学校法人全体の収支に大きな影響を与えた。

なお、「会長通牒平成23年第2号」に従い、本法人の『平成22年度 計算書類』の<注

記(4)>として、「東日本大震災に係る事項について」を記載している(p.6·3)。すなわち、「平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、宮城県仙台市、多賀城市等に所在する本法人の建物・教育研究用機器備品等の一部が損壊する被害を受けた。特に名取市閖上のシーサイドハウスが全壊する被害を受けた。その被災した資産の内訳は建物(帳簿価額 46,746,177 円)、構築物(帳簿価額 1,464,870 円)、車輌(帳簿価額 2,751,003 円)であり、これらの資産処分差額は「不動産処分差額」又は「動産処分差額」として処理している。また、大学士樋キャンパスの礼拝堂、多賀城キャンパスの工学部基礎教育センター、泉キャンパスの体育館・総合運動場管理センター等の一部が損壊する被害を受けており、これらを含めた建物及び教育研究用機器備品等の復旧工事、修繕に係る費用については、概ね 20 億円程度と見込まれる。また、被災に対応する付保状況については調査中である。これらについては詳細が把握でき次第、平成 23 年度補正予算を編成し計上する予定である。なお、大学では 5 月上旬、中学校・高等学校、榴ケ岡高等学校及び幼稚園では 4 月中旬又は下旬に授業を開始している。

また、平成23年5月20日付で国立大学法人東北大学側から、震災の影響に伴い青葉山新キャンパス整備事業の全体計画について再検討が必要になったことにより、売買交渉を白紙に戻す旨の通知があり、本法人が予定していた片平校地南地区取得が不可能になった。」

### 14 東北大学片平校地南地区の土地購入をめぐって

平成 23 年 5 月 20 日、上の『平成 22 年度 計算書類』の<注記(4)>の末尾に記載されているように、国立大学法人東北大学の井上明久総長から本法人の平河内健治理事長あてに、東北大学片平校地南地区の譲渡を白紙にする旨の文書が届けられた。すなわち、

「去る3月11日に発生しました予期せぬ大震災により、・・・・、本学におきましても、 青葉山キャンパスの工学研究科等の建物、設備等を中心に甚大な被害を受け、本学として は今回の大震災からの復旧・復興を最優先課題として取り組む必要が生じたことから、現 在片平南キャンパスに所在する電気通信研究所の移転も含め、青葉山新キャンパス整備事 業の全体計画について再建党が必要な状況になりました。

このような状況を踏まえ、誠に遺憾ではございますが、片平南地区に係る話し合いにつきましては、白紙に戻させていただきたくお願い申し上げます。」である。

5月26日開催の理事会・評議員会では、本来、平成22年度決算を審議の予定であった上記の件は、この日の理事会・評議員会に報告するとともに、理事会での審議結果や評議員会での意見を踏まえ、本法人の見解を東北大学に対して伝えることとし、翌日には、日野哲総務部長から大学全教職員に対して、「理事会からの金融のお知らせ(東北大学の井上明久総長から平河内健治理事長あてのPDFファイル添付)」としてメール配信(tgu-faculty

#### 11) された。

本法人では、理事会の審議を踏まえ、長年の懸案事項であった「東北大学片平南地区の購入」交渉を断念せざるを得ない旨を 5 月 30 日に東北大学に伝えた(『東北学院報 第 584 号』(2011年6月1日発行)。さらに、この件に関する本法人の正式の見解は、6 月 15 日開催の常務理事会で承認された後、翌日、東北大学に提出された。大学全教職員に対しては、17 日に、日野哲総務部長から「東北大学片平南地区土地譲渡に関する東北学院の見解(平河内健治理事長から東北大学井上明久総長あてのワード文書添付)」としてメール配信(tgu-faculty 14) された。これには、次の 2 つの点が述べられている。すなわち、

- 「1. 今回の当該校地の売買交渉に関する白紙撤回の申し入れについては、東北大学にはもはや何 人に対しても売却の意思がないことが確認された以上、極めて遺憾ながら受け入れざるを得ない。
- 2. 東北大学が当該校地を売却しないと意思決定をしたことについては、青葉山移転計画に関して東北大学がこれまで仙台市民や宮城県民等に行ってきた説明と著しく異なる点があり、東北大学にはこの点について大きな社会的説明責任があると考える。

東北学院は、東北大学がこの責任をどのように果たしていくか重大な関心をもって注視していきたい。」

他方、5月26日開催の理事会では、星宮望学長が「問題点の多くが東北大学側にあると思います。しかし、学校法人東北学院として反省点について考えることも必要でしょう。関係各位に最低限の情報を提示して、今後対応の参考にしていただきたいと思います。」と述べられるとともに、6月16日開催の全学教授会においても、学長報告の中でこの点について言及された。その内容については、全学教授会議事録として、『東北学院報 第587号』(2011年9月1日発行)に採録されている。また、常務理事会においては、この交渉の経緯と検証を理事会あての「報告書(2011年9月7日)」として纏め提出している。その内容については、『東北学院報 第588号』(2011年10月1日発行)に「東北大学片平南地区土地売買交渉の経緯と検証」として採録されている。

この件は、財務にとっては、これまでの「第 2 号基本金組入れに係る基本金」の取り崩しや基本金組入計画の大幅な変更を伴う大問題であった。この後の東北大学片平校地南地区の土地取得や基本金組入計画の変更の動きについては、第 2 章で述べることにする。

### 15 東北学院震災復興対策委員会(5月~7月)

第1回の東北学院震災復興対策委員会は3月30日に開催されたことは、すでに述べたが、ゴールデンウイーク明けからは大学の授業が開始され、震災復興対策委員会も、ほぼ2週間に1回のペースで開催された。<別紙 資料 12>は、5月~7月に開催された第6回~第12回の震災復興対策委員会審議・協議の概要である。この概要からは、3・4月の震災復興の大枠を決定する内容から、細かな事項の報告・審議や「規程」の制定に関する審議に内容が変わっていることが読み取れる。

### 16 第1次補正予算の編成

先に述べたように、東日本大震災の2週間後の平成23年3月25日開催の「震災に係る財政問題検討委員会」において、「(暫定)補正予算編成に着手すること」が決定され、3月30日開催の常務理事会において、「東北関東大震災からの復興に向けた基本方針 <別紙 資料 5>」及び「東北関東大震災:平成23年度予算執行等に関する基本方針 <別紙 資料 6>」として承認されている。これらをもとにして、細部にわたる編成方針<別紙 資料 7、8(1)~8(4)、9及び11(1)~(3)>が定められた。

この編成方針と震災復興対策委員会審議・協議の結果に従って、第 1 次補正予算の編成作業が進められ、平成 23 年 7 月 28 日開催の評議員会での意見聴取の後、理事会において承認を受けた。なお、理事会・評議員会では、東日本大震災の経済的・社会的な影響を勘案し、平成 24 年度学生生徒等納付金の改定は行わないことも、あわせて報告了承されている。

第1次補正予算においては、収入の部では、震災復興支援金として約3200万円、震災被害・学生支援の国庫補助金として約11億円、地震保険の給付5億円等により、帰属収入は18億円見込まれるのに対して、基本金組入額は1億2000万円の増加、また消費支出ベースでは、震災で被災した学生支援の奨学金として5億円ほどの増加、復興に係る修繕費等として10億5000万円ほどの増加が見込まれることから、学校法人としては1億6500万円ほどの消費収入超過(大学は5億2000万円の消費収入超過)となっている。

このように、大震災にも関らず収支は、改善基調を示している。これは、偏に教職員の 経費節減(消費支出の減額)の努力に賜物である。具体的にいえば、

- 1) 平成 23 年度予算の「施設関係支出」については、原則として予算執行を凍結し、震災で被災した「施設関係支出」充てたこと
- 2) 平成 23 年度予算示達額の 10%以上(2000 万円以上の予算単位においては 20%以上) の予算執行を凍結したこと
  - 3) 学校法人全体として、委託費等の見直しを行ったこと
  - 4) 電力不足に対応するため、省エネを推進し、光熱費等を徹底して削減したこと
- 5) 大学教員の個人研究費は一人あたり年額 22 万円に減額するとともに、学会・資料収集の旅費に対して、一人年額 15 万円の上限を設定したことなどを挙げることができよう。

#### 17 学納金納入期限の延期

東日本大震災に被災した学生に対する支援として、大学においては、学生納付金の減免や緊急給付奨学金の給付を行い、中学校・高等学校、榴ケ岡高等学校及び幼稚園においても、ほぼ同様の措置をとった。

これらの決定に先立って、大学においては、「東北学院大学学生納付金等納入に関する規程」及び「東北学院大学大学院学生納付金等納入に関する規程」においては、大学の学生納付金の納入期限日(前期)は、5月14日と定められているものの、大震災直後の経済的・社会的混乱を考慮し、すべての学生を対象として、8月1日に延期する措置をとった。

学生納付金等の徴収日程の調整は、財務課の資金係の担当であり、学内手続きとしては、 財務課小山純係長が、徴収日程変更の稟議書を起案し、承認を受ける形式をとった(平成 23年3月28日起案、4月11日学長決裁)。実務的には、学生納付金の納入通知書の発送は、 4月中旬に行われることから、通知書に添付する学納金納入案内パンフレットの印刷は、4 月上旬までには完了していることが通例であった。今回、納入期限日の変更に伴い印刷を 差し替える必要もあった。

しかしながら、納入期限日を8月1日とする措置は、2か月半の収入の遅れになる。前年度の後期の納入期限日は、10月15日であったから、この間、(新入生からの納付金は別として)在校生に関しては、9か月半の学納金収入の空白期間が生まれたことになる。誇張して言えば、この間。大学はまったくの無収入状態でありながら、給与、業者支払い等に10か月分の支払い資金が必要であり、資金繰りに窮したとしても、おかしくない状況であった。

本法人の財務は、極めて健全であり、多額の次年度繰越資金をもっていたために、無収入状態に陥りながらも、余裕を持って資金繰りをすることができた。

# 18 東北学院震災復興対策委員会(9月~11月)

夏休みを境として、東日本大震災後の「走りながら考え、考えながら走る」といった即断即決を迫られる状況は、解消された。こうした状況を反映して、震災復興対策委員会も、1月に1回のペースでの開催となり、審議・報告の案件も激減し、11月16日開催の第16回の震災復興対策委員会が最後の開催となった。このことは、9月~11月に開催された第13回~第16回の震災復興対策委員会審議・協議の概要 <別紙 資料 13>を見れば、一目瞭然である。

なお、<別紙 資料 13>に記載した第 16 回震災復興対策委員会(平成 23 年 11 月 16 日開催)の「平成 23 年度私立大学経常費補助金「学費減免に対する経常費助成」について(財務部長からの報告とお願い)」の文書は、「この事業に係る補助金の予算総額は、34 億円なので、本学への給付割合は、13.94%となる。本学への補助が 14%と大きな割合を占めることになり、この事業に係る補助金の予算総額の不足も心配される。理事長、学長、常任理事においては、文部科学省、私学事業団、私大連等への陳情をお願いしたい。」と結ばれている。

政府の第3次補正予算(11月21日成立)では、学費減免に対する経常費助成が47.2億円に引き上げられたが、星宮望学長には、その後も様々な機会を利用して文部科学省に陳情していただき、本法人にとっては学費減免に対する十分な経常費助成を得ることができ

た。この点に関して、平成 24 年 1 月 10 日開催の財務会議での星宮望学長の発言の要約「平成 23 年 12 月 5 日付日本私立学校振興・共済事業団からの通知で、「所要経費が予算積算時の見込み額を大幅に上回るため、場合によっては予算額にあわせて大幅な圧縮を行うことも検討せざるを得ない」と伝えられた。これはとても受け入れない内容であるため、総務部長の草案を元に、仙台学長会議の議長として、文部科学省に対して文書を提出して厳重に抗議したところ、仙台学長会議事務局に大変好意的な回答が寄せられたという経緯があった。」を感謝して記したい。

### 19 エピローグ

上のように、夏休みを境として東日本大震災からの復旧・復興対策は一段落し、財務の問題も震災に伴う個々の事案から、震災に起因する以下で述べるような法人全体の大枠に係る問題へと展開していく。

法人全体の大枠に係る問題に言及する前に、全学教授会での財務部長報告<別紙 資料 14>を紹介し、平成 23 年度前期のまとめとするとともに、平成 23 年度後期への橋渡しとしたい。

#### 第2章 東北学院の新たな歩みと財政

### 1 東北学院中期財政フレームの改定と土樋キャンパス南西隣接地の取得

平成 23 年 10 月 27 日開催の理事会では、「東北学院中期財政フレーム(平成 22 年 9 月 22 日常務理事会承認、10 月 28 日理事会承認)の一部改定についても審議が行われ承認された。これは、10 月 6 日開催の財務会議、10 月 12 日開催の常務理事会の承認を得て、理事会の審議に付されたものである。新しい中期財政フレームでは、財政の健全化・財務基盤の強化を図りながらも、その目的を東北大学片平南地区土地取得関連した項目「(仮称) 五橋キャンパス整備(土地取得を含む)のための財源を可能な限り確保する」から「大学部門では、21 世紀の高等教育機関に相応しいキャンパス整備計画(土地取得を含む)の策定と計画実現のための財源を確保する。」に変更されている。

また、同じ日に評議員も開催されている。理事会と評議員会では、東北大学片平南地区の購入断念と新しい中期財政フレームを踏まえ、土樋キャンパスの狭隘さを改善するために、南西に隣接する土地(仙台市青葉区土樋1丁目150番ほか <社会福祉法人「共生福祉会」所有の宅地、実地測量面積1406.35㎡>)の購入交渉を始めることについて承認された。

#### 2 第2号基本金組入れ計画の変更

平河内健治理事長より、「第2号基本金組入れ計画(名称:東北学院大学将来構想資金)の変更について」の諮問がなされ、平成23年10月26日に東北学院長期計画委員会が開催された。その結論は、11月2日の常務理事会の承認を得て、12月8日開催の評議員会での意見伺いの後、同日の理事会での審議となった。

平河内健治理事長からの諮問文書(平成 23 年 10 月 25 日)では、第 2 号基本金組入れ計画が、「東北大学片平キャンパスの一部を取得し、土樋キャンキャンパスの狭隘さの改善を図る計画で基本金」を組み入れてきたこと、また、「この度の 3・1 1 東日本大震災の影響から、東北大学が片平校地南地区の売却を断念した結果、当初計画された当該地の購入が不可能になり、それを中核とする大学キャンパス整備計画」を根本的に変更せざるを得なくなったことに言及された後に、「これまで「キャンパス整備構想基本委員会」や「大学長期計画委員会」で審議された計画理念(同一学部同一キャンパス)を継承できる計画策定のための土樋隣接地等取得と環境整備を含む将来構想資金」としての基本金組入れ計画の変更の諮問がなされている。

東北学院長期計画委員会(関谷登委員長)からの答申書(平成 23 年 10 月 26 日)では、「現行の第 2 号基本金組入れの直接的な目的は、東北大学片平校地南地区取得にあるが、それは 3 キャンパスの再編・統合を含んだ総合的なキャンパス整備のための財源の一部として準備してきた資金であるので、その目的を「土地取得」から「総合キャンパス整備」に変更する。また、本学院財政の長期的健全性を損なうことなく、「総合キャンパス整備を」

を進めていくために、現行の第2号基本金組入計画(組入予定額50億円)を・・・・」ととされ、総合キャンパス整備の事業内容として、「①土樋キャンパス近隣地の取得、②既存不適格施設及び老朽施設の建替え・更新」とされていた。

しかしながら、会計監査人や那須和良(常勤)監事からは、第 2 号基本金組入れ計画の変更・継続には、「具体性」と「確実性」をもった新しい計画の策定が前提となることが繰り返し指摘されていた。

この指摘を踏まえ、12月8日開催の理事会・評議員会では、関谷登財務担当常任理事が「理事長・学長を中心に新たな計画案の策定に向けた準備を進めているところですが、新たな計画の前提となる近隣の土地取得についてなお不確定な部分が残されているため、本日までに具体的かつ確実な計画案の策定には至りませんでした。そのため、今回の提案は、現行の基本金組入れ計画の継続及び計画変更の方向性と枠組みにとどまらざるをえませんので、その範囲でご審議をいただきたい問いう事でございます。」と述べて、「現行の基本金組入れ計画の継続及び計画変更の方向性と枠組み」に関して、承認を受けている。

なお、関谷登財務担当常任理事の発言の「新たな計画の前提となる近隣の土地取得についてなお不確定な部分が残されている」とは、10 月中旬の星宮望学長らの東北大学訪問を契機に、東北大学片平校地南地区の「一部」取得の可能性がでてきたことを指しているが、12 月の段階では、これが確定していないために、学内的にも学外的にも公表することができない状況についての婉曲的な表現であった。

### 3 東北大学片平校地南地区の土地購入をめぐって(その2)

新たな幕開けは、10月19日、平河内健治理事長の依頼により、星宮望学長が東北大学の北村幸久副学長と面談し、「東北大学片平校地南地区について、部分的に売却する意思の可能性」について要望し、好感触を得たことから始まる(東北学院側:関谷登財務担当常任理事及び高橋清昭法人事務局長、東北大学側:植木俊哉理事及び伊豆仁志財務部長、同席)。

さらに、11月1日、平河内健治理事長が東北大学の井上明久総長を訪問し、トップ会談が行われた(東北学院側:関谷登財務担当常任理事及び佐藤範明庶務部長、東北大学側:北村幸久副学長及び伊豆仁志財務部長、同席)。東北大学からは、「東北学院の意向を受けて、電気通信研究所の関係者と検討に入りたい」との返答があり、「検討する時間は、約2週間程度」ということであった。

このことが、上の第 2 号基本金組入れ計画の変更の伏線であった。しかしながら、その後の進展には、幾分の時間を要し、12 月 8 日開催の理事会・評議員会までには、確定はしていなかったのである。

その1週間後の12月15日、平河内健治理事長と東北大学井上明久総長の再度のトップ会談が東北学院において行われ、東北大学片平校地南地区の一部売却について、1月中に面積の確定と売買金額の算定方法を決定することで合意に達した((東北学院側:関谷登財務

担当常任理事及び高橋清昭法人事務局長、東北大学側:植木俊哉理事及び伊豆仁志財務部 長、同席)。

その後、佐藤範明庶務部長と東北大学の伊豆仁志財務部長との間で、種々の事務的な交渉が行われ、1月中旬までに基本合意に達したことから、平成24年1月25日開催の常務理事会において、東北大学片平校地南地区の一部所得(所在地:仙台市青葉区片平2丁目1番3の一部、面積約7950㎡)を取得することを承認した。

翌日、平河内健治理事長と東北大学井上明久総長の三度目のトップ会談が東北大学において行われ、トップ間でも土地取得についての確認が行われた((東北学院側:関谷登財務担当常任理事、高橋清昭法人事務局長及び佐藤範明庶務部長、東北大学側:北村幸久副学長、植木俊哉理事及び伊豆仁志財務部長、同席)。

本法人としては、平成 24 年 2 月 10 日、(臨時) 理事会・(臨時) 評議員会を開催し、東北大学片平校地南地区の一部所得を承認した。この日、東北大学においても、経営協議会が東京分室会議室で開催され、「重要な財産の譲渡」を審議し、「植木理事から配付資料に基づき、本学所有の一部土地譲渡の方針等について説明があり、審議の結果承認した。(資料出所:(国立大学法人東北大学)経営協議会議事要録 <平成 24 年 2 月 10 日>)」この決定を受け、東北大学井上明久総長から平河内健治理事長あてに、「東北大学片平南地区の一部譲渡について」という正式文書が出された。

大学・法人の教職員に対しては、理事会・評議員会の終了後に、日野哲総務部長から「東北大学片平南地区の一部土地取得について(平河内健治理事長からのワード文書添付)」としてメール配信(tgu-faculty 61) された。この文書は、これまでの経緯を簡単に整理した後、理事会において上記土地について購入することを決定したので、取り急ぎお知らせする旨が記載されている。

### 4 長期計画の基本方針の策定と第2号基本金組入れ計画の変更

このような急展開の中、平成24年1月25日、平河内健治理事長より「東北大学片平校地南地区一部取得に伴う長期計画「東北学院大学総合キャンパス整備事業」及び第2号基本金組入れ計画(名称:東北学院大学将来構想資金)の変更について」の諮問がなされ、2月8日、東北学院長期計画委員会が開催され、委員長代行の柴田良孝人事担当常任理事から、「学校法人東北学院長期計画の基本方針(案)<別紙 資料 15>」及び「第2号基本金組入れ計画(名称:東北学院大学将来構想資金)の変更について(案)<別紙 資料16>」として、理事長に答申された。後者については、2月14日開催の財務会議においても、重ねて審議され、承認された。

これらの案件は、2月15日の常務理事会の承認を得て、3月2日開催の評議員会での意見伺いの後、同日の理事会で審議され、承認された。

「長期計画の基本方針」では、東北学院大学総合キャンパス整備事業の目的は、(1)土樋 キャンパスの狭隘さを解消し、土樋キャンパス及び多賀城キャンパスの老朽化した建物を 建替えること、(2)同一学部同一キャンパスの実現に向け、泉キャンパスの学生 2,000 名程度を土樋キャンパスへ移すとともに、これに対応した教育研究環境の整備とエコ・キャンパスの推進することとされている。また、その計画期間は、平成 24 (2012) 年度~平成 33 (2021) 年度の 10 か年(第 1 期:平成 24 (2012) 年度~平成 29 (2017) 年度、第 2 期:平成 30 (2018) 年度~平成 33 (2021) 年度)である。

その事業内容は、当然のことながら、東北大学片平校地南地区のテニスコート・駐車場エリア(仙台市青葉区片平二丁目1番3の一部)の土地取得と教育研究施設の建設を中心としたものであり、その所要資金見込総額は、110億円(第1期計画 82億円、第2期計画 28億円)とされた。

この長期計画の策定により、新しい計画は「具体性」と「確実性」をもった計画となり、 ここに、第 2 号基本金組入れ計画の変更・継続については、合理的な十分な根拠をもつこ とになる。

これを受けて、第 2 号基本金組入れ計画は、所要見込総額:82 億円(変更前 76 億円)、組入予定額:53 億円(変更前 50 億円)、平成 23 年度組入額:10 億円(変更前 7 億円、取得年度:平成 24 年度~平成 29 年度(変更前 平成 25 年度~平成 26 年度)に変更されることとなった。

#### 5 第2次補正予算

予算編成は、編成方針の決定から始まる。平成 23 年 10 月 3 日開催の大学財政専門委員会と 10 月 6 日開催の財務会議では、平成 23 年度第 2 次補正予算編成要領が報告了承されるとともに、平成 24 年度予算編成方針が承認された。これらの案件は、10 月 12 日開催の常務理事会で承認され、財務部を中心として予算編成作業が行われることとなった。本法人では、補正予算は、通常は年 1 回の編成であるが、平成 23 年度は、東日本大震災に対応するために、年 2 回の編成となった。

平成 23 年度第 2 次補正予算は、平成 24 年 1 月 10 日の財務会議、11 日の常務理事会において、全部門の教育研究経費と管理経費に限定して、財務部長が内示し、執行することが承認された。また、平成 23 年度第 2 次補正予算(案)の全体については、2 月 14 日の財務会議、15 日の常務理事会の承認の後、3 月 2 日開催の評議員会・理事会において、正式に承認されることとなった。

第1次補正予算と比較すれば、補助金で3億円の増加、基本金組入額では第2号基本基本金を、先に述べて事情により、7億円から10億円にしたことに伴い3億円の増加、消費支出では、学生支援の奨学費において3億8千万円の増加となった。これにより、消費収入は、4200万円の超過の見込み(大学では3億8千万円の超過の見込み)となった。

また、第2次補正予算においては、「震災復興学生支援引当特定資産」として5億円を設定し、平成24年度~平成26年度の震災学生支援ための資金を確保することとした。

#### 6 平成 24 年度予算編成

平河内健治理事長の「平成 24 年度予算編成方針について (平成 23 年 10 月 12 日)」においては、「これに加え、3・11 東に本題震災からの復旧・復興という大きな課題を新たに負うことになりました。地域の復旧・復興のために、人的・物的資源の積極的活用を図るとともに、被災学生への経済的支援を行う必要があります。不幸な被災結果を招いた一因として正常バイアス(normalcy bias) (「自分は大丈夫だ」という心理状態)が話題になりましたが、財政運営においても、常に危機意識をもち「正常バイアス」を脱して、強固な「自立心」をもって難局に立ち向かう必要があります。」と述べている。

また、大学においても、星宮望学長の「平成 24 年度予算編成について(平成 23 年 10 月 17 日)」において、「このような状況にあっても、東日本大震災に被災地に位置する本学は、被災学生に対して可能な限りの経済的支援、就職支援等を行うとともに、他大学と連携しつつ地域の教育・研究拠点として東北の復旧・復興のために必要な知的資源を提供していくことが求められています。」と述べている。

平成 24 年度予算は、特にこうした考え方を盛り込んで編成された。具体的には、東日本大震災被災学生支援として、入学時特待生への奨学金の給付(大学)、新 1 年生の授業料減免 (大学)、緊急給付奨学金の給付(大学、中学校)、就職活動支援(大学)等が、また、東北の復旧・復興のために必要な知的資源を提供として、東日本大震災に関する調査研究と提言(大学)や複数学部横断的な研究プロジェクトの推進(大学)等が、さらには、東北学院震災報告書の作成(学校法人)も、平成 24 年度予算として計上された。

平成24年度予算(案)は、平成23年度第2次補正予算(案)と同様に、2月14日の財務会議、15日の常務理事会の承認の後、3月2日開催の評議員会・理事会において、正式に承認されたが、消費収支に関しては、上の事情に加えて、統合事務システム更新に伴う構築費の予算計上等もあったことから、4億7000万円の支出超過(大学は、1億1000万円の支出超過)の予算となった。

### 7 (平成 23 年度) 決算

平成23年3月11日以降、学校法人及び各学校(大学、中学校・高等学校、榴ケ岡高等学校、幼稚園)においては、東日本大震災からの復旧・復興に向けて、上で述べたような様々な方策を実施し対応してきた。すなわち、平成23年度においては、当初予算に計上されていた「施設関係支出の凍結」、各予算単位での予算節減や教職員の予算節減等を行う反面。東日本大震災被災学生に対する経済的支援や被災建物等の復旧費用等の「震災対応費用」の計上や、補助金、復興支援金、損害保険等の受け入れ、さらには第2号基本金の組入れ計画の変更等も行われた。平成23年度決算は、これらの集大成である。

東日本大震災に係る収入の主な項目について述べると、復興支援金の受入額は、先に述べたように、9700万円ほどになった(概数で述べると大学6490万円、中学校・高等学校2330万円、榴ケ岡高等学校740万円、幼稚園150万円)となった。

東日本大震災関係の補助金は、大学に対する特別補助金として 10 億 7000 万円 (内訳は、教育研究活動復旧費 5 億 9200 万円、学費減免に対する助成 4 億 7400 万円ほか)、私立学校建物其他被害復旧費補助金として 6 億 2400 万円の交付を受けた。また、中学校・高等学校では、2 億 2200 万円、榴ケ岡高等学校では、1 億 900 万円、幼稚園では 900 万円の震災関連の補助金の交付を受けた。こうしたことから、法人全体としては、20 億 3500 万円の東日本大震災関係の補助金の交付を受けた。

なお、建物被災による損害保険金の給付額は、5億円(大学分)であった。

東日本大震災に係る収入の主な項目について述べると、建物を中心とした施設設備の復旧事業費としては、総額 12 億 9530 万円 (大学 12 億 1210 万円、中学校・高等学校 4860 万円、榴ケ岡高等学校 3330 万円、幼稚園 130 万円)を支出した。

被災学生に対する経済的支援としては、総額 11 億 1710 万円を支出した。この内訳について金額を概算で述べる、大学の授業料減免 4 億 8320 万円(1727 名)、震災緊急給付奨学金 2 億 2020 万円(1893 名)、入学検定料免除 5050 万円(1855 名)、中学校・高等学校の授業料等軽減特別措置 1 億 7420 万円(370 名)、震災緊急給付奨学金 2960 万円(275 名)、入学検定料免除 360 万円(258 名)、榴ケ岡高等学校の授業料等軽減特別措置 8100 万円(170 名)、震災緊急給付奨学金 2020 万円(154 名)、入学検定料免除 570 万円(411 名)、幼稚園の授業料等軽減特別措置 600 万円(29 名)等々である。

東日本大震災を起因として東北大学片平校地南地区の土地取得計画の大幅な変更に伴って新しい長期計画が策定されたことに関連し、第2号基本金組入れ計画も変更された。決算においても、この計画変更に従い、平成23年度10億円の組入れを行い、39億円とした。

これらの収入・支出等を中心として計数を整理した平成 23 年度決算は、施設設備の復旧 事業総額 12 億 9530 万円、被災学生に対する経済的支援総額 11 億 1710 万円のまったく予 算外の支出(当初予算に計上されない予算外支出)を行ったにもかかわらず、当初予算の 施設関係支出の凍結や各予算単位での予算節減の努力、補助金の大幅な増加や損害保険金 等の収入があり、8 億 5000 万円の消費収入超過(大学は、11 億 3000 万円の消費収入超過) となった。

なお、「第2次補正予算」の項で述べたように、決算(資金収支)においてで、5億円の「震災復興学生支援引当特定資産」を設定し、平成24年度~平成26年度の震災学生支援ための資金を確保した。

最後に、駒板高明財務課長はじめとする財務課職員(水野徹財務課長補佐、財務係の伊藤文明、三浦真紀子、超膳路雄、菅原有紀、杉浦千裕の各職員、資金係の小山純係長、岩松憲幸、廣瀬理行の各職員)には、決算(案)の取りまとめ作業において(また予算編成作業においても)、多大なるご尽力いただいた。これを感謝し記す。この決算(案)は、私立学校法による監事監査(私立学校振興助成法による公認会計士監査)を経て、5月14日の財務会議及び16日の常務理事会の承認を経て、5月24日開催の理事会・評議員会において承認された。

### 別紙 資料 1 東北関東大震災 学納金(新入生)関係特例措置(案)

入学手続き関係(平成23年度限りの特例措置)

- 1. 延納手続き者の納付期限は3月25日であるが、延納手続き者から電話等により入試課 に連絡(相談)をした場合には、4月28日まで延納を認める。
- 2. 延納手続きを行った者から納付期限の翌日(3月26日)以降に電話等により連絡があった場合は、入試部長と財務部長にその判断を委任する。
- 3. 後期入学試験合格者の入学手続き期限日は3月25日であるが、事前に、学納金の納入 について入試課に連絡(相談)があった場合、その学納金の納入を4月上旬(東北大学 の後期入学試験合格発表の3日後を目安とする)まで延ばすことを認める。
- 4. 後期入学試験合格者から入学手続き期限日の翌日(3月26日)以降に電話等により連絡(相談)があった場合は、入試部長と財務部長にその判断を委任する。
- 5 東北関東大震災の罹災者(本人・保護者の死亡、家屋全壊・半壊、津波による家屋の浸水等)からの入学辞退に対しては、学納金の返還の申し出の期限日(平成23年3月31日)を過ぎた場合においても、入学金を含め納入額の全額を返還する。ただし、申し出の期限は、平成24年3月31日までとする。
- 6 東北関東大震災の罹災者(上記5を除く罹災者で、青森・岩手・宮城・福島・茨城の各 県の沿岸部の罹災者及びこれらの地域以外で特に考慮すべき事項がある罹災者)からの 入学辞退に対しては、学納金の返還の申し出の期限日を過ぎた場合においても、入学金 を除いた納入金を返還する。ただし、申し出の期限は、前期試験終了日までとする。
- 7. 東北関東大震災の罹災者であっても、通常に日常生活を営めた者と思われる者からの 入学辞退に対しては、従来通り「東北学院大学学生納付金等納入に関する規程」、「東 北学院大学学生納付金等納入に関する取扱細則」及び「東北学院大学大学院学生納付 金等納入に関する規程」を適用する。
- 8. 東北関東大震災の罹災者であって、上記 5、6、7のいずれにも該当しない者からの入学辞退に対する取り扱いについては、入試部長と財務部長にその判断を委任する。

東北関東大震災 第4回緊急対策会議(平成23年3月16日)<2,4,8を除き承認> 常務理事会承認(平成23年3月23日)

# 別紙 資料 2 東北関東大震災 学納金(復籍)関係特例措置(案)

復籍手続き関係(平成22年度限りの特例措置)

- 1. 東北関東大震災の罹災者(青森・岩手・宮城・福島・茨城の各県の沿岸部の罹災者及び これらの地域以外で特に考慮すべき事項がある罹災者)が、復籍手続き期限(平成 23 年3月31日)を過ぎ、平成23年度の科目登録日までに復籍手続きした場合、平成22 年度の復籍として取り扱い、過年度復籍とはしない。
- 2. 上記1に該当する場合でも、科目登録日までに復籍手続きが行えない場合は、過年度復籍とする。
- 3. 東北関東大震災の罹災者であっても、上記1に該当しない場合には、従来通り「東北学院大学学生納付金等納入に関する規程」、「東北学院大学学生納付金等納入に関する取扱細則」及び「東北学院大学大学院学生納付金等納入に関する規程」を適用する。

東北関東大震災 第4回緊急対策会議承認 (平成23年3月16日) 常務理事会承認 (平成23年3月23日)

## 別紙 資料 3

平成 23 年 3 月 22 日

各位

総務担当副学長 柴田 良孝

### 教職員の出張願の取り扱いについて

標記に関して、下記の通りに実施いたしますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

記

- 1. 教職員からの出張願は、東北新幹線の運行再開までの間(JR 仙台駅の新幹線機能の 回復までの間)、学長が特に承認した場合を除き、受理しない。
- 2. 東北新幹線の運行再開以後、各キャンパスの担当窓口において出張願を受け付けるが、 出張日程は、当然のことながら、東北新幹線の運行再開以後の出張日程とする。
- 3. 現在、総務部長(出張承認を委任されている者)及び財務部長(旅費支出承認を委任されている者)のもとにある出張願については、出張目的の如何に関らず、承認しない。
- 4. 平成 23 年 3 月 11 日以前に出張願が承認され、その出張願に基づき出張した者が東北 関東大震災のために規定以上の旅費支出し帰任した場合、選択可能な経路の中で公共 交通機関を利用した場合の最も合理的な経路により帰任したものとして計算した旅 費を支給する。
- 5. 平成 23 年 3 月 12 日以降に出張する日程の出張願が 3 月 11 日以前に承認され、すでに旅費が支給されていた場合には、これを返還させることとする。なお、科学研究費補助金により出張予定であった場合は、この点に特に留意し遺漏のないようにすること。
- 6. 平成 23 年 3 月 12 日以降に出張に関して、出張がキャンセルされたことに伴い、キャンセル料が発生する場合や購入済みの航空券の払い戻しが不可能な場合は、本学がこれを負担する。
- 7. 総務部長の承認決裁を得ないで、平成 23 年 3 月 11 日以前に出張した者の(事後の) 出張願は、理由の如何を問わず、受理しない。

以上

### 別紙 資料 4

東北地方太平洋沖地震に伴う教育研究活動再開・学生支援に係る要望

学校法人東北学院においては、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により、学生の生命とともに、学生・生徒・園児・教職員の家族の生命も失われる事態に至り、誠に痛恨の極みであります。この震災により、法人の各学校施設にも大きな損害を被りましたが、本法人としては、被災された学生等への経済的支援とともに、法人に与えられた社会的使命を果たすべく教育研究活動の再開に向けて全力を尽くして参りますので、文部科学省におかれましても、特に下記の事項にご理解とご配慮をいただきたく、お願い申し上げます。

記

1. 学校施設の災害復旧に係る補助について

標記については、文部科学省高等教育局私学部私学助成課より事務連絡文書(平成23年3月23日付)をいただき、当該補助事業への申請の機会が与えられたことに対して感謝申し上げます。東北地方太平洋沖地震は、明治以降では関東大震災を上回る最大の激甚災害であることに特段のご賢察をいただき、また教育研究活動を速やかに再開するために、阪神・淡路大震災の学校施設の災害復旧に係る補助基準を上回る措置をお願い申し上げます。

2. 被災した学生に対する授業料減免措置に係る補助について

標記については、これまでの激甚災害の場合と同様に、是非とも補助事業として採択していただきたく、お願い申し上げますとともに、上記 1 と同じ理由により、前例となる補助基準を上回る措置をお願い申し上げます。

3. 経済基盤が弱い学生に対する経済的支援に係る補助について

本法人では、経済基盤が弱い学生を対象とした「給付奨学金制度」や「緊急給付奨学金制度」を設け、学生に対する経済的支援を行っていますが、これら事業に対して文部科学省より補助金をいただき感謝申し上げます。しかしながら、近年、経済環境の悪化から給付対象者が増加していることに加え、今回の激甚災害に起因する農地流出、農業施

設・漁業施設の損壊、工場・営業所の閉鎖等により、さらなる経済環境の悪化と雇用機会の大規模な喪失が懸念され、経済的支援を必要とする学生の増加が予想されます。本法人でも、こうしたことに対処するために予算額の増加を予定していますが、文部科学省におかれましても、ご賢察の上、当該事業に対する格段の補助金額の増加にご高配賜りますよう、お願い申し上げます。

- 4. 被災学生に対するメンタルケア及び就職活動支援に係る補助制度の新設について 東北地方太平洋沖地震に被災した学生の中には、津波によりご家族を亡くした学生や自 分自身が九死に一生を得た学生、さらには家屋損壊に直面した学生がおります。こうし た学生等のメンタルケアを行うために、これまで以上にカウンセラー(臨床心理士)を 加配する予定です。また、上記3で述べたような経済環境の悪化のため、平成24年度卒 業生の被災地域の企業等への就職も極めて厳しい状況になることは確実な状況ですので、 本法人としても、被災地域出身の4年生に対する就職支援を積極的に推進する所存です。 つきましては、文部科学省におかれましても、上記の諸事情をご賢察の上、当該2事業 に対する補助金制度の新設・恒常化をお願い申し上げます。
- 5. 平成23年度学事日程等の取扱いについて

標記については、文部科学省高等教育局大学振興課より事務連絡文書(平成23年3月25日付)をいただき、感謝に堪えません。本法人としては、現段階ではゴールデンウイーク明けの5月上旬に新学期を開始する準備を進めていますが、仮に新学期が予定通りに開始することができたとしても、大学泉キャンパスへの主たるアクセス手段である「仙台市地下鉄(南北線)」の復旧見通しが5月末であること、また大学多賀城キャンパスへの主たるアクセス手段である「JR仙石線」の復旧見通しが立たない等の障碍も予想されるため、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第21条等で定める学修時間を確保することが困難となる事態も想定されますので、補習授業、インターネット等を活用した学修、課題研究等を活用する等の方策を講じつつ、10週以上の授業期間を確保する所存です。しかしながら、5月末までに大学施設の復旧や交通アクセス手段の確保が困難になった場合には、高等教育局大学振興課にご相談に伺いますので、ご指導の程、よろしくお願い申し上げます。

#### 東北関東大震災からの復興に向けた基本方針

学校法人東北学院理事長 平河内 健治

平成 23 年 3 月 11 日午後、突然発生した東北関東大震災では多くの尊い人命が奪われました。本法人においても、学生本人のみならず、学生・教職員のご家族にも死亡・行方不明者が出ていますし、各設置学校の建物・構築物等も大きな被害を受けています。

学校法人東北学院では、各設置学校の教育研究活動を一日も早く回復させ、軌道に乗せられるよう最大限の努力をする所存です。

今後本格的な復旧に向けて、現地調査等を通じて正確な被害額の把握を行うことになります。この調査は、今後の予算措置を実質的に決定する重要な調査ですから、各設置学校においては、その対応に万全を期していただきたいと思います。

このことを踏まえ、緊急時の対応として(1)応急仮設校舎等の建設及び被災を受けた校舎等の修繕、(2)機器備品等の取替え、(3)授業料の減免措置等の特別措置を実施することを予定しています。一方、これらの施策を速やかに実行するためには多額の費用を伴うこと、また、入学辞退者、休・退学者の増加による学生生徒等納付金の減収が予想されることから、学校法人東北学院理事会は「東北関東大震災からの復興に向けた基本方針」を決定し、平成23年度予算示達額の一部を削減・凍結し復興財源に充当することといたしました。なお、予算示達額の削減・凍結には教育研究に関わる事項も当然含まれますことを申し添えます。

学校法人東北学院では、こうした状況に鑑み、速やかに(暫定)補正予算編成に着手いたします。ご不便をおかけいたしますが、ご協力のほどお願いいたします。

記

### I 施設·設備

各部門の教育・研究活動の再開を最優先課題とし、以下の方針に基づき施設・設備の復旧を図る。

- 1. 平成23年度予算の「施設関係支出」については、原則として予算執行を凍結する。
- 2. 被災した建物・構築物等の復旧は、優先順位を設定し、授業再開予定期日までに計画的に工事を実施する。建物・構築物等の損傷の度合いに鑑み、授業運営のための環境整備及び学生支援業務の再開を最優先課題とする。

#### Ⅱ 学生・生徒等の支援

罹災した学生・生徒等の経済的支援、メンタルケア及び就職支援を積極的に行う。経済的支援については、本学院自体が被災者であり、一法人としての支援には限界があるが、既存の奨学金の支給基準及び支給対象を見直し、緊急性に応じた支援を行う。メンタルケアについては、これまで以上にカウンセラー(臨床心理士)を加配する。就職支援については、学生の主要な就職先である東北地方の被害が甚大であることから、より効果的な就職支援のあり方を早急に再構築し、関係者に支援を要請する。

### Ⅲ 教育研究経費·管理経費

予想される財政的逼迫に対応するため、各部門においては以下の方針に従って予算を執行する。

- 1. 平成 23 年度予算示達額の 10%以上(2000 万円以上の予算単位においては 20%以上) の予算執行を凍結する。
- 2. 学校法人全体として、委託費等の見直し、光熱費等の徹底した削減により、教育研究 経費・管理経費の 20%削減(平成 23 年度予算示達額比)を目指す。

### IV 人件費

上記の事業の実施及び財政状況に鑑み、支出の 50%以上を占める人件費についても今後 削減の対象とせざるをえない状況も予想される。しかしながら、教職員の被災状況も一様 ではないことから慎重に取り扱うものとする。

## V (仮称)五橋キャンパス整備計画

今回の大震災による被災状況から判断して、当面、授業再開のための環境整備に可能な限り財源や人的資源を傾注せざるをえない。そのため、「整備計画」については、円滑な授業運営の見通しが確認できた段階で、改めて見直しの作業を開始する。

#### VI 広報活動

学生・生徒等、保護者(保証人)、同窓生を始めとして多くの関係者が、東北学院の現状と今後について注視していると思われるので、これまで以上に情報発信の必要性が高まっている。特に平成23年度は、東北学院の現状を踏まえた理事長、学院長、大学長、中学校・高等学校長、榴ケ岡高等学校長、幼稚園長からのメッセージを定期的に発信する必要がある。

# 別紙 資料 6

東北関東大震災:平成23年度予算執行等に関する基本方針

学校法人東北学院は、「東北関東大震災からの復興に向けた基本方針」に基づき、本法人の復興をより速やかに行なうために、この「東北関東大震災:平成23年度予算執行等に関する基本方針」を決定する。

記

- I 予算執行及び補正予算編成(各部門共通)
- 1. 東北関東大震災が学生・生徒・園児及びその保護者(保証人)等に及ぼした被害の大き さに鑑み、平成 24 年度の学生生徒等納付金は改定しない。
- 2. 従来、前年度決算書の公表後には、学生生徒等納付金改定資料等の作成にあたってきた が上記の理由により、今年度はこの作業を行なわない。
- 3. 今年度は、決算書公表後には、本学院の復興に向けた「(暫定) 補正予算」の編成作業 に入る。
- 4. 上記3に関しては、7月開催予定の理事会・評議員会において議題に付されるものとする。
- 5. 学校法人東北学院寄附行為施行細則第7条第2項第2号により、常務理事会には「予算外支出のうち、1件当たり5千万円以下の事項」が委任されている。今回、教育研究活動の再開を最優先にするために、理事会・評議員会を可能な限り速やかに開催し、予算外支出のうち「1件当たり5千万円以上の事項」についても、平成23年度の東北関東大震災の復旧事業に限定し、細則第7条第2項第2号の例外とすることの承認を得るものとする。例外扱いとなった5千万円以上の復旧事業については、7月開催予定の理事会・評議員会において承認を得るものとする。

### Ⅱ 施設(各部門共通)

- 1. 平成23年度予算の「施設関係支出」については、原則として、予算執行を凍結する。
- 2. 教育研究活動を速やかに再開するために、東北関東大震災により損壊した施設設備等 (建物、構築物、教育研究用機器備品等)の復旧に最大限の努力をする。
- 3. 施設設備等の復旧は、優先順位の高い順(授業運営、本部機能、学生・生徒等の支援、 キリスト教、研究、一般事務、課外活動に関する施設の順)に実施することを、原則 とする。
- 4. 上記の施設設備等の発注・契約は、復旧を可能な限り早くするために、発注金額の多寡によらず、随意契約とすることを認めることとする。

#### Ⅲ 学生支援(大学部門)

- 1. 東北関東大震災によって罹災した学生の経済的支援(学生納付金の減免)を積極的に行う。
- 2. 学生に対する経済的支援(学生納付金の減免)は、東北関東大震災による被災の大きさを考慮して決定する(別紙参照)。
- 3. これを実行可能にするために、従来の給付奨学金や緊急給付奨学金の支給基準・支給対象等の見直しを行う。例えば、「主たる家計維持者の失業等を対象としたもの」から「地震に起因する家計維持者の失業・自営業廃業等を対象としたもの」に重点を移すなどの見直しを行う。
- 4. 被災学生に対する十分なメンタルケアを行うとともに、被災学生の就職活動についても 積極的に支援していく。
- 5. 中学校・高等学校部門、榴ケ岡高等学校部門及び幼稚園部門においても、上記の各項目 の趣旨を踏まえ、生徒・園児の支援を行うものとする。

#### IV 人件費(各部門共通)

- 1. 人件費については、人事委員会及び人事会議において検討するものとする。
- 2. 人事院勧告の水準は、可能な限り維持する。

### V 教育研究経費・管理経費(法人事務局部門・大学部門)

- 1. 上記Ⅱ、Ⅲによる巨額の支出増に対応するために、予算単位ごとに、平成 23 年度予算 示達額 (物件費・人件費) の 10%以上 (2000 万円以上の予算単位においては 20%以上) の予算執行を凍結する。平成 23 年度においては、大学の個人研究費等についても、この例外ではなく、10%以上の予算凍結の対象となりうる。
- 2. 上記を実行可能とするために、新しい学内統一基準と予算単位ごとの削減目標概算枠を 提示するので、各予算単位において自発的に事業仕分けを行い、概算枠以上の削減を 行うことを前提として、「(暫定)補正予算」の編成作業を展開していく。
- 3. 学校法人全体としては、委託費等の見直し、光熱水費等の徹底した削減により、教育研究経費・管理経費の20%削減(平成23年度予算示達額比)を目指す。
- 4. 中学校・高等学校部門、榴ケ岡高等学校部門及び幼稚園部門においては、上記の各項目の趣旨を踏まえ、教育研究経費・管理経費のより一層の節減を行うものとする。

#### VI その他(各部門共通)

- 1. 東北関東大震災により被災した学校施設の復旧事業については、激甚災害指定により、 文部科学省の補助対象事業となったので、関係部局において遺漏ないよう対応するこ と。
- 2. 被災学生に対する経済的支援(学生納付金の減免)についても、文部科学省等の補助対象事業となる可能性があるので、関係部局において遺漏ないよう対応すること。

#### (別紙)

### 罹災学生に対する救済措置(授業料の減免措置)の前例

## 主たる家計維持者に関して

行方不明授業料 1 年分(岩手・宮城内陸地震 2008 年)家屋全壊授業料半期分の 50%(宮城県北部連続地震 2003 年)家屋半壊授業料半期分の 30%(宮城県北部連続地震 2003 年)

家屋一部損壊 見舞金 (3 万円) (上記の 2 つの地震 2008・2003 年)

## 東北関東大震災罹災学生に対する授業料減免措置(案)

### 主たる家計維持者に関して

死亡・行方不明 授業料1年分の免除

家屋全壊・流出 授業料半期分(新入生 後期分、2年生以上 前期分)の免除

家屋半壊 授業料半期分(新入生 後期分、2年生以上 前期分)の50%の減免

家屋一部損壊 今回は、見舞金はなし

津波による床上浸水 見舞金 (3万円)

津波による床下浸水 今回は、見舞金はなし

なお、「死亡・行方不明」と「家屋全壊等」との二重の減免は行わない。

なお、家屋全壊(授業料の半期分の免除)、家屋半壊(授業料半期分の 50%の減免)は、「宮城学院女子大学」の減免措置と同じ措置である。

### 退学者・除籍者の増加

今回の大震災により、当初予算で見込んだ以上の相当数の学納金未払いの退学者(あるいは除籍者)が出ると思われるので、学納金収入の減収は避けられない。

#### 参考

学生本人に関しては、次のことが考えられる。

本人死亡 学生支出基準 (学長弔辞、学長名の生花、香典2万円) による。

本人行方不明 見舞金(3万円)

## 別紙 資料 7

平成 23 年 3 月 31 日

#### 教職員各位

「東北関東大震災からの復興に向けた基本方針」及び 「東北関東大震災:平成23年度予算執行に関する基本方針」等について(お知らせ)

財務部長 高橋秀悦

本日、教職員の皆様には、「平成 23 年度予算の削減・凍結と(暫定)補正予算の編成について(平成 23 年 3 月 31 日付け文書)」、「平成 23 年度大学予算の削減・凍結と(暫定)補正予算の編成について(平成 23 年 3 月 31 日付け文書)」等により平成 23 年度の予算の削減・凍結と(暫定)補正予算の編成について格段のご協力をお願いしております。

これらの文書において言及されている「東北関東大震災からの復興に向けた基本方針」及び「東北関東大震災:平成23年度予算執行等に関する基本方針」については、平成23年3月30日の常務理事会において承認された2つの基本方針であります。この2つの基本方針については、本日の部長会において、学部長、部長に当該文書をお配りし、ご協力をお願いしたとことでありますが、教職員の皆様にも周知いただきたく、メールにてお知らせいたします。

ご協力ほど、よろしくお願い申し上げます。

### 添付ファイル

- 1 本文書 (お知らせ)
- 2 東北関東大震災からの復興に向けた基本方針
- 3 東北関東大震災:平成23年度予算執行等に関する基本方針

すでに「紙」ベースでお知らせしているもの(ファイルも添付します) 平成 23 年度予算の削減・凍結と(暫定)補正予算の編成について 平成 23 年度大学予算の削減・凍結と(暫定)補正予算の編成について 大学長、財務部長から教員各位あて文書(平成 23 年 3 月 31 日付け文書) 法人事務局長、財務部長から職員各位あて文書(平成 23 年 3 月 31 日付け文書)

### 別紙 資料 8(1)

平成 23 年 3 月 31 日

教職員各位

学校法人東北学院 理事長 平河内 健治

平成23年度予算の削減・凍結と(暫定)補正予算の編成について

平成23年3月11日午後、突然発生した東北関東大震災では多くの尊い人命が奪われました。学生本人、教職員のご家族にも犠牲者が出ています。被災され多くの不幸に見舞われた皆様にお見舞い申しあげます。

学校法人東北学院では被害を受けた各設置学校における教育研究活動が一日も早く回復 し、軌道に乗せるように最大限の努力をしていきたいと思っております。

今後本格的な復旧に向けて、現地調査等を通じて正確な被害額の把握を行うことになります。この調査は、補助金の額を実質的に決定する重要な調査ですから、各設置学校においては、その対応に万全を期していただきたいと思います。

このことを踏まえ、緊急時の対応として、(1) 応急仮設校舎等の建設及び被災を受けた校舎等の修繕、(2) 機器備品等の取替え、(3) 授業料の減免措置等の特別措置を実施することを予定しています。一方、これらの施策を速やかに実行するためには多額の費用を伴うこと、また、入学辞退者、休・退学者の増加による学生生徒等納付金収入の減収が予想されることから、学校法人東北学院理事会は、「東北関東大震災からの復興に向けた基本方針」及び「東北関東大震災:平成23年度予算執行等に関する基本方針」を決定し、平成23年度予算示達額の一部を削減・凍結し復興財源に充当することといたしました。なお、予算示達額の削減・凍結には教育研究に関わる事項も当然含まれますことを申し添えます。学校法人東北学院では、こうした状況に鑑み、速やかに(暫定)補正予算編成に着手いたします。ご不便をおかけいたしますが、ご協力のほどお願いいたします。

別紙 資料 8(2)

平成 23 年 3 月 31 日

教職員各位

大学長 星宮 望

平成23年度大学予算の削減・凍結と(暫定)補正予算の編成について

本学は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北関東大震災により、学生・教職員及びそのご家族の生命・財産が多数失われ、また各部門の建物・構築物等にも大きな損害を被りました。こうした厳しい状況ではありますが、被災された学生への経済的支援・メンタルケア・就職支援等と併行し、教育機関としての社会的使命を果たすべく教育研究活動の再開に向けた準備を速やかに実現することに努めていますので、教職員各位のご理解とご支援をよろしくお願い申しあげます。

今回の被災状況から判断し、入学辞退者、休・退学者の増加による学納金収入の減少の一方、学生支援及び建物・施設などの復旧に伴う支出増が見込まれることから、平成23年度予算の大幅な見直しが不可避であります。大学としても、理事会決定の「東北関東大震災からの復興に向けた基本方針」及び「東北関東大震災:平成23年度予算執行等に関する基本方針」に基づき、平成23年度予算示達額の一部を削減・凍結し復興財源に充当するため、(暫定)補正予算を編成することにしました。つきましては、各位のご理解とご協力を切にお願い申しあげます。

## 別紙 資料 8(3)

平成 23 年 3 月 31 日

教員各位

大学長 星宮 望 財務部長 高橋 秀悦

「平成 23 年度予算の削減・凍結と(暫定)補正予算の編成」においては、本年度予算示達額の 10%以上(2000 万円以上の予算単位においては 20%以上)の予算執行を凍結し、(暫定)補正予算を編成いたします。つきましては、先生方におかれましても、ご賢察のうえ、下記の事項について、平成 23 年度は特に格段のご協力をお願いいたします。

記

- 1. 個人研究費は一人あたり年額22万円とする。
- 2. 学会(研究会)の旅費及び資料収集の旅費を合わせて、一人あたり年額 15 万円を限度とする。
- 3. 学会発表(研究会発表)の旅費は、一人あたり年額5万円を限度とする。
- 4. 大学院担当の教員の個人選書は凍結する。(ただし、法務研究科は除く)
- 5. 校費購入の研究用パソコンで、大震災で使用不能のものは個人研究費で購入すること。
- 6. リース物件の取替更新は原則として凍結する。(学科予算等)
- 7. 不要不急の講演会、講習会等への参加は自粛すること。(学科予算等)
- 8. 学術講演会、シンポジウム、研究会等の開催は縮減すること。(学科予算等)
- 9. 海外出張の航空運賃は実費精算とする。
- 10. 給与明細等の郵送は廃止する。
- 11. 学内で開催される学術講演会、シンポジウム等の学内講師、学内パネリスト、司会等に対する謝金は支給しない。

## 別紙 資料 8(4)

平成 23 年 3 月 31 日

職員各位

法人事務局長 高橋 清昭 財務部長 高橋 秀悦

「平成 23 年度予算の削減・凍結と(暫定)補正予算の編成」においては、本年度予算示達額の 10%以上(2000 万円以上の予算単位においては 20%以上)の予算執行を凍結し、(暫定)補正予算を編成いたします。つきましては、各位におかれましても、ご賢察のうえ、下記の事項について格段のご協力をお願いいたします。

記

- 1. 重要度、緊急度を判断のうえ、不要不急の出張は自粛すること。
- 2. 大学行政管理学会に参加する場合は、定期総会・研究集会を除き個人負担とする。
- 3. 印刷用紙、インク、筆記用具、封筒その他の事務用消耗品は最大限節約すること。
- 4. 学内で開催を予定している研修会等は自粛すること。
- 5. 節電、節水を徹底すること。
- 6. リース物件の取替更新は原則として凍結する。
- 7. 委託物件については可能な限り節減すること。
- 8. タクシーチケットの使用は最大限節減すること。

平成 23 年 3 月 28 日

## 東北関東大震災:学生納付金等の納入に関する本学の対応

東北学院大学

- 1 入学手続きに関する措置
- (1) 前期入試において延納手続きを行っている者に対する措置 前期入試において延納手続きを行っている者の学生納付金の納入期限日を平成23年 3月25日と定めていたが、この期限日までに申し出があった者に対して、平成23年4 月28日まで学納金等の納入を延期する措置を講じた。
- (2) 後期入試の入学手続き関する措置

後期入試の入学手続き期限日を平成23年3月25日と定めていたが、この期限日までに申し出があった者に対して、平成23年4月8日まで学納金等の納入を延期する措置を講じた。

## 2 入学時期に関する措置

入学手続きを完了している者が、諸般の事情により、平成 24 年度に入学を希望する場合には、これを認める措置を講じた。

- 3 入学辞退者に対する対応
  - これまでは、平成23年3月31日までに入学辞退を申し出た者に対しては、授業料、施設設備資金、実験実習料を返還していたが、下記の措置を講じた。
- (1) 入学予定者本人・主たる家計維持者が死亡・行方不明の場合、入学金を含めた学生納付金を返還することとした。申し出期限日は、1年延長し、平成24年3月31日とした。
- (2) 家屋の全壊・半壊・流出及び津波による浸水等の罹災にあった者から、入学辞退の申 し出があった場合、入学金を含めた学生納付金を返還することとした。申し出期限日 は、1年延長し、平成24年3月31日とした。
- (3) 東北関東大震災に関して沿岸部の罹災者及び特に考慮すべき事項がある罹災者から、

入学辞退の申し出があった場合、申し出を受ける期限日を前期定期試験終了日まで延 長するとともに、入学金を除いた学生納付金を返還することとした。

## 4 授業料の減免措置等

平成 23 年度入学生を含む、下記に該当する学生に対して、授業料の減免措置等を講じることとした。

- (5) 主たる家計維持者が死亡・行方不明の場合、授業料1年分を免除することとした。
- (6) 主たる家計維持者の家屋全壊・流出の場合、授業料半期分(新入生は後期分、2年生以上 は前期分)を免除することとした。
- (7) 主たる家計維持者の家屋半壊の場合、授業料半期分(新入生は後期分、2年生以上は前期分)の50%を免除することとした。
- (8) 主たる家計維持者の家屋が津波により床上浸水した場合、見舞金を支給することとした。

## 5 学生納付金の納入期限日に関する措置

本学では、関係する規程等により、前期の学生納付金の納入期限日を5月 14日と定めているが、平成23年度においては、すべての学生を対象にその期限日を8月 1日まで延長することとした。

# 6 その他

平成 22 年度において学生納付金未納により除籍となった者の復籍の手続き期限日を平成 23 年 3 月 31 日と定めていたが、沿岸部の罹災者及び特に考慮すべき事項がある罹災者については、その期限日を平成 23 年度の科目登録日まで延長することとした。

(参考) 入学手続き完了者(罹災者)が取りうる選択(肢)について

- (1) 平成23年度入学を選択: 上記4による「授業料の減免措置」が講じられる。
- (2) 平成23年度入学を辞退: 上記3により、入学辞退に対応する。
- (3) 平成24年度入学を選択: 上記2により、平成24年度入学が可能となる。
- (4) 平成24年度入学を選択の後、入学辞退: 上記3により、入学辞退に対応する。

## 別紙 資料 10 第1回~第5回 東北学院震災復興対策委員会の審議・協議事項

- 第1回震災復興対策委員会(平成23年3月30日開催)
- 1 東北関東大震災からの復興に向けた基本方針
- 2 東北関東大震災:平成23年度予算執行に関する基本方針
- 3 平成23年度予算の削減・凍結と(暫定)補正予算の編成について(理事長名)
- 4 平成23年度予算の削減・凍結と(暫定)補正予算の編成について(大学長名)
- 5 平成23年度予算削減・凍結額の提示について

本年度予算示達額の10% (2000万円以上の予算単位では20%以上) 削減すること 予算単位ごとに、財務課から「削減目標額」を提示すること

添付文書(教員あて、職員あて)において、具体的に削減例を明示すること うち、個人研究費、研究旅費の上限については、別文書で改めて通知すること

- 6 東北関東大震災:学生納付金等の納入に関する本学の対応 地震対策委員会での承認事項を整理した文書を承認 さらに、4月13日開催の委員会において、「規程」として承認
- 7 震災復興対策費算出シミュレーション (法人・大学) 各予算単位の予算削減・凍結額と「施設関係支出」の凍結により、約 12 億円 これを学生支援経費 2 億 3000 万円、復旧のための施設設備工事に 10 億円
- 8 被災教職員に対する経済的支援措置 継続審議。4月6日、13日にも審議し、13日に「規程」として承認
- 第2回震災復興対策委員会(平成23年4月6日開催)
- 1 地震の名称「東日本大震災」に統一
- 2 施設・設備の復旧協力業者一覧
- 3 施設・設備復旧工事工程予定(大学)→ 見積なし(復旧費)
- 4 大学組合の対する提示(合意書の解約、休日の変更、学会出張に係る旅費支給)
- 5 大震災において帰宅不能になった生徒の保護業務にたいする手当(中高の教員)
  - → 特殊業務手当(3200円)を「甚大な非常災害」での対応とし、その倍額を支給
- 6 新しい学務日程等について(大学)
- 7 石巻からのバス運行計画(中高)→ 継続審議とし、4月20日に承認
- 9 復興支援金の募集方法について
- 10 東北学院榴ケ岡高等学校における東日本大震災に向けた基本方針
- 11 平成23年度予算執行にあたっての留意点(榴ケ岡)

第3回震災復興対策委員会(平成23年4月13日開催)

- 1 東日本大震災に伴う東北学院生活資金貸付規程の制定 (500万円まで、無利子)
- 2 東日本大震災被災学生に対する救済措置に関する規程の制定
- 3 東日本大震災による大学各キャンパス礼拝堂のパイプオルガンの修繕(15,574,050円)

#### 第4回震災復興対策委員会(平成23年4月20日開催)

- 1 東日本大震災に伴う礼拝堂の被害と復旧内容及び工程
- 2 学生指導に関わる経費の一部変更(大学) (経費削減のため出席回数を削減)
- 3 九州大学法政会からの見舞金 (100万円の見舞金を全学の学生支援に用いること)
- 4 石巻からの通学バス運行

大学 23 日間、2 台、往復料金 500 円 中高 25 日間、1 台、片道料金 250 円 大学 2,626,600 円 中高 1,437,500 円の支出負担とする。

- 5 決算関係日程及び予算関係日程等に関する重要事項 財務部長が4月25日の学部長会・部長会で修正版を配付・説明 個人研究費・研究旅費関係については、副学長から教員あてにメール配信すること。
- 6 寄付に関する礼状

# 第5回震災復興対策委員会(平成23年4月27日開催)

- 1 「震災緊急給付奨学金制度」の創設
- 2 震災による内定取り消し者等の研究生受け入れ
- 3 F&M 大学からの義援金→「\$15,000」を震災により参加取り消しの学生に対して給付
- 4 被災学生支援措置の取扱いに係る確認事項(齋藤学務担当副学長)

震災による休学者の授業料 →

「救済措置に関する規程」第1条に該当する者は、「授業料」をすべて免除する。 罹災証明:「大規模半壊」 → 「救済措置に関する規程」では「全壊」とする。 「主たる家計維持者の所有する家屋」に「同居する家族が所有する家屋」を含む。 入学年度1年延長措置に、「大学院学生」にも適用する。

- 5 復興関係の予算化
  - (1) 泉 OA 実習室の書棚及びパソコンの修理
  - (2) 災害備蓄品の補充
- 6 平成23年度予算の執行に関する事項
  - (1) レンタカー使用について

使用目的:オープンキャンパスの無料バスについて高校への PR のため

(2) 教育実習事前指導の代替措置 (3月予定のものが実施不能となったので5月実施)

- (3) 土樋キャンパス「パーキングゲート」の取替更新
- 7 平成 24 年度予算に係る事項の事前の承認 平成 24 年度の法科大学院入学者に対する奨学金の広報
- 8 [報告] 東日本大震災の被害状況について(宮城県私学文書課へ4月22日提出)
  - → 大学 15 億 7807 万円 (建物・工作物)、土地と設備は調査中 法人全体 16 億 912 万円
- 9 [報告] 地震被害状況調査等の調査依頼 (文部科学省私学助成課から庶務課あて、4月28日締切)
- 10 [報告] 耐震改修工事の調査 (文部科学省私学助成課から庶務課あて、4月28日締切)
- 11 [報告] 泉キャンパス体育館震災復旧工事日程
- 12 法科大学院・総合研究棟の利用制限解除についてのお願い (承認(ただし、5月8日(日)は午後から使用を許可する))
- 13 4号館立ち入りの安全確認について
- 14 泉キャンパス 2 号館前の花壇の取り壊し
- 15 東北学院中学校・高等学校における東日本大震災からの復興に向けた基本方針

生徒支援、見舞金 21,409,600 円 復旧工事 9,026,000 円 計 30,435,600 円 別紙 資料 11(1)

平成 23 年 4 月 25 日

学部長・部長 各位

財務部長 高橋秀悦

大震災による教育研究用機器備品等の取替更新等について(事務連絡)

大震災により教育研究用機器備品・用品等が破損し、本年度の授業・研究等に支障が出る場合には、当然に、取替更新が必要になることと思います。これについては、各学科、各研究所等において、すでに破損(被害)状況を調査済みのことと思います。

通常の機器備品・用品等の取替更新の場合ですと、それぞれの予算単位の予算あるいは施設課の予算に計上され、執行されることになりますが、大震災により教育研究用機器備品・用品等の取替更新等については、当然のことながら、予算化されておらず、補正予算を編成する予定です。

しかしながら、平成 23 年 4 月 20 日の(全国) 理事会において「予算外支出のうち、東日本大震災に起因する施設設備等の復旧事業に関する事項」が常務理事会に委任することが承認されましたので、緊急を要する事項については、常務理事会及び東北学院震災復興対策委員会の承認をえて、実施することが可能になりました。

つきましては、各学科、各研究所等において調査済みの破損状況(写真添付)、資産番号、被害額(見積り額)、復旧の優先順位等を財務部長まで速やかにご報告をお願いいたします。 ご報告いただいた事項に関し、常務理事会及び東北学院震災復興対策委員会においてご審議をいただき、承認された事項について予算措置をとることといたします。

繰り返しになり恐縮ですが、補正予算が承認される前の執行には、常務理事会及び東北 学院震災復興対策委員会の承認が前提となっていますので、財務部長へのご報告を失念な きようお願いいたします。

記

- 1. 被災の概算額については、4月28日(木)まで財務課まで報告をお願いします。
- 2. 破損状況 (写真添付)、資産番号、被害額 (見積り額)、復旧の優先順位等については、 5月12日 (木) まで財務課まで提出をお願いします。

これについては、補正予算ヒアリング(6月下旬予定)の基礎資料となります。

以上

# 別紙 資料 11(2)

平成 23 年 4 月 25 日

学部長・部長 各位

財務部長 高橋秀悦

決算関係日程及び補正予算関係日程等に関係する重要事項について(事務連絡)

標記に関する日程並びに重要事項について、下記の連絡をいたします。

記

- 1. 決算関係
  - (1) 監査

公認会計士監査(本部監査): 5月6日(金)~11日(水)

監事監査: 5月11日(水)

公認会計士監査(各部門・本部監査): 6月1日(水)~3日(金)

(2) 委員会・会議・常務理事会・理事会・評議員会の日程

大学財政専門委員会 5 月 16 日 (月) 本館会議室  $13:30\sim15:00$ 

財務会議 5月17日(火) 本館会議室 10:50~12:20

常務理事会 5月18日(水) 1号館会議室 13:00

理事会・評議員会 5月26日(木) 8号館会議室 10:50

- 2. 補正予算関係
  - (1) 平成 23 年度予算示達額の一部の削減・凍結 : 4月7日 (木) 提出締切の件 (削減・凍結の) 概算枠を守った予算単位:

「予算変更願」の「変更後の予算額」以内での執行を認める。

(削減・凍結の) 概算枠を守れなかった予算単位: 財務課において個別に対応する。

- (2) 補正予算の編成方針等
  - 上記1(2)の委員会等において、決定する。
- (3) 補正予算編成のためのヒアリング日程(予定)

「東北関東大震災からの復興に向けた基本方針」並びに「東北関東大震災:平 成23年度予算執行等に関する基本方針」に記載された事項に関係する予算単 位に対して、補正予算編成のためのヒアリングを行う。

(暫定的な) 日程: 6月20日(月)~22日(水)

3. 平成23年度の個人研究費及び旅費の取り扱いについて

東日本大震災に大きさに鑑み、平成 23 年度の個人研究費及び旅費については、下記の通り取り扱う。

- (1) 個人研究費については、「東北学院大学個人研究費支給内規」及び「東北学院大学個人研究費支給内規細則」により、平成23年3月1日以降の研究費に対して支給する。ただし、「東北学院震災復興対策委員会」及び「学部長会」の承認(了承)により、個人研究費の支給額は年額22万円とする。パソコン、プリンターの購入により、前期における研究費支出が前期限度額の11万円を越え、これを一括申請する場合には、9月分の申請として取り扱い、10月に限度額を上限に支給することを原則とする。ただし、特段の事情がある場合には、願い出により、これを認めることがある。
- (2) 東北新幹線の仙台~東京間の復旧にともない4月25日以降の日程の「出張願」を総務課(または各キャンパス庶務係)において受け付ける(出張承認の手続きは、従前の通りとする)。ただし、
  - 1) 学会出張(年2回まで)及び資料収集(年1回)に関しては、従前の回数制限に加えて、これらを合わせて年額15万円を上限に旅費を支給する。
  - 2) 国内において学会発表を行う場合には、5万円増額し、学会出張(年2回まで)、 国内学会発表(年1回)、資料収集(年1回)を合わせて年額20万円を上限に旅費 を支給する。
  - 3) 国外で開催される学会に参加する場合は、上記 1) もしくは 2) に従い、「東北学院大学国外学会参加補助内規」に規定する国内旅費及び一律分 12 万円を含め、年額 15 万円もしくは 20 万円の限度額内で旅費を支給する。
  - 4) 国外で開催される学会において研究発表する場合、「東北学院大学国外学会参加補助内規」によらず、「航空運賃」のみを増額支給する。ただし、航空運賃については、実費精算とし、20万円を限度とする。なお、いわゆるパック料金(航空運賃と宿泊費のパッケージ運賃)の場合、宿泊費分の減額は行わない(支給限度額は20万円とする)。
    - この 4) による出張の場合、国外学会発表以外の出張については、上記 1) を適

用するとともに、4) に係わる国内旅費及び一律分 12 万円については、この限度額 15 万円より支出することができる。

- 5) 個人研究費により、学会へ出張する場合は、半期ごとに、個人研究費の半期 分の2分の1(5万5千円)を上限に旅費を支給する。
- 6)「競争的資金等」により、学会出張または資料収集を行う場合については、上 記の回数制限及び旅費支給減額の上限を課さない。
- 7) (上記 4 以外の) 校費による国外出張の場合においても、航空運賃は実費精算とする。

別紙 資料 11(3)

平成 23 年 4 月 25 日

教員 各位

総務担当副学長 柴田 良孝

平成23年度の個人研究費及び旅費の取り扱いについて

東日本大震災に大きさに鑑み、平成 23 年度の個人研究費及び旅費については、下記の通り 取り扱う。

記

- (3) 個人研究費については、「東北学院大学個人研究費支給内規」及び「東北学院大学個人研究費支給内規細則」により、平成23年3月1日以降の研究費に対して支給する。ただし、「東北学院震災復興対策委員会」及び「学部長会」の承認(了承)により、個人研究費の支給額は年額22万円とする。パソコン、プリンターの購入により、前期における研究費支出が前期限度額の11万円を越え、これを一括申請する場合には、9月分の申請として取り扱い、10月に限度額を上限に支給することを原則とする。ただし、特段の事情がある場合には、願い出により、これを認めることがある。
- (4) 東北新幹線の仙台~東京間の復旧にともない 4 月 25 日以降の日程の「出張願」を総務課(または各キャンパス庶務係)において受け付ける(出張承認の手続きは、従前の通りとする)。ただし、
  - 1) 学会出張(年2回まで)及び資料収集(年1回)に関しては、従前の回数制限に加えて、これらを合わせて年額15万円を上限に旅費を支給する。
  - 2) 国内において学会発表を行う場合には、5万円増額し、学会出張(年2回まで)、 国内学会発表(年1回)、資料収集(年1回)を合わせて年額20万円を上限に旅費 を支給する。
  - 3) 国外で開催される学会に参加する場合は、上記 1) もしくは 2) に従い、「東北学院大学国外学会参加補助内規」に規定する国内旅費及び一律分12万円を含め、年額15万円もしくは20万円の限度額内で旅費を支給する。
  - 4) 国外で開催される学会において研究発表する場合、「東北学院大学国外学会参加補助内規」によらず、「航空運賃」のみを増額支給する。ただし、航空運賃については、実費精算とし、20万円を限度とする。なお、いわゆるパック料金(航空運賃と宿泊費のパッケージ運賃)の場合、宿泊費分の減額は行わない(支給限度額は20万円とする)。

この 4) による出張の場合、国外学会発表以外の出張については、上記 1) を適用するとともに、4) に係わる国内旅費及び一律分 12 万円については、この限度額 15 万円より支出することができる。

- 5) 個人研究費により、学会へ出張する場合は、半期ごとに、個人研究費の半期 分の2分の1(5万5千円)を上限に旅費を支給する。
- 6)「競争的資金等」により、学会出張または資料収集を行う場合については、上 記の回数制限及び旅費支給減額の上限を課さない。
- 7) (上記 4 以外の) 校費による国外出張の場合においても、航空運賃は実費精算とする。

# 別紙 資料 12 第6回~第12回 東北学院震災復興対策委員会の審議・協議事項

第6回震災復興対策委員会(平成23年5月11日開催)

- 1 5月9日からの礼拝場所 (メール審議の結果を正式に承認)
- 2 東北学院大学東日本大震災緊急給付奨学金規程(継続審議。給付額を除き、大筋で承認)
- 3 地震被害見舞金の受領と使途(図書館)

(「台湾: 漢珍数位図書股份有限公司」から「雄松堂」経由の見舞金を 図書資料の修復費用に充てる件を承認)

- 4 東日本大震災に伴う保育料等の取り扱い
- 5 多賀城6号館空調工事凍結解除 (4号館ボイラーの煙突亀裂による6号館の暖房不能)
- 6 オープンキャンパス関連業務の災害復興資金からの拠出 (相馬方面無料バス、バーチャル・キャンパス)
- 7 [報告] 東日本大震災状況調査(5月10日 文部科学省へ提出)

建物被災 14 億 4715 万 3 千円 建物以外 5 億 8154 万 2 千円

計 20億2869万6千円

このほかの 10 件の協議事項については、「東北大学土地交渉問題」委員会開催に伴い、審議未了。

第7回震災復興対策委員会(平成23年5月18日開催)

<前回、審議未了となった事項>

- 1 東北学院大学東日本大震災緊急給付奨学金規程
- 2 補正予算(復興関連教育研究部門からの発信機能の強化)の件
- 3 [報告] 復興支援金の寄付者一覧
- 4 各研究室の安全確認と改修作業の件
- 5 土樋キャンパスの復旧工事に伴う制限・規制について
- 6 3キャンパス5月9日以降の各館の復旧状況一覧
- 7 東北学院大学放射線モニタリングについて
- 8 授業開始にあたっての大学施設の安全確認について
- 9 東日本大震災による大学学生の死亡・行方不明者について (死亡4名(新入生を加えると5名)、行方不明1名(新入生を加えると2名))
- 10 北海学園大学からの見舞金について
- 11 被災見舞いへの御礼状(案)
- 12 [報告] 所得税法施行令及び法人税法施行令に掲げる特定公益増進法人の証明に係る変 更届出 (4月12日に文部科学省に届けたことに対して、5月10日に受理の通知)

#### <新たな追加された事項>

- 1 石巻からの通学バス運行についての件
- 2 「災害復興対策関係業務」に関する予算措置について (卒業生への学位記等の郵送料、2年生以上への授業開始のお知らせの郵送料)
- 3 多賀城キャンパス環境建設工学科の「建築設計製図 I 及びⅡ」の実習スペース整備費凍 結解除について
- 4 賄人住宅(旭ヶ岡寄宿舎)取り壊し及び撤去についての予算措置 (東日本大震災によって倒壊の恐れ)
- 5 多賀城キャンパス 6 号館の空調設備資料 (空調設備工事について、関連 5 社に提案してもらうことで承認)
- 6 学費と授業料について (保護者からのメールでの質問)
- 7 土樋キャンパス・パーキングゲート(南門)の更新について
- 8 泉キャンパス・レンタル仮設トイレについて

## 第8回震災復興対策委員会(平成23年5月25日開催)

- 1 F&M 大学からの奨学金(被災学生以外の参加学生への補助) (F&M 大学から\$15,000 の支援金についての配分方法)
- 2 東日本大震災に伴う東北学院生活資金貸付規程 (第5条の訂正)
- 3 東北学院中学校・高等学校東日本大震災被災生徒に対する救済措置に関する規程 (高等学校については、承認。中学校については、「一部保留」)
- 4 東北学院榴ケ岡高等学校東日本大震災被災生徒に対する救済措置に関する規程 (榴ケ岡高等学校について、承認)
- 5 セルビアからの贈り物 ─ 東日本大震災支援の一環として − (東北学院幼稚園)
- 6 東北学院大学放射線モニタリング (計測の場所・回数とHP掲載の件を了解)
- 7 シップル館の耐震補強案 (意見交換のみとなり、継続審議)
- 8 被災した来年度新入生(大学)に対して今年度同様の減免措置をとることについて

# 第9回震災復興対策委員会(平成23年6月1日開催)

- 1 東日本大震災による被災学生に対する救済措置 (大学の減免額についての報告(5月25日現在) 392名 131,696千円
- 2 図書館復旧作業に係る学外ボランティア受け入れについて
- 3 中学校・高等学校 東日本大震災被災生徒に対する救済措置に関する規程対照表 (前回、「一部保留」となったものについて、修正提案を承認
- 4 授業料減免者等の再調査 (文部科学省へ前回提出分の変更)
- 5 石巻・東松島地区からの通学バスについての嘆願書(メール審議)
- 6 [報告] 放射線モニタリング情報

- 第10回震災復興対策委員会(平成23年6月15日開催)
- 1 東日本大震災の被災学生に対する就職活動支援について
- 2 「報告」 東日本大震災に伴う大学の復旧状況及び建物・構築物復旧工事紺学について
- 3 [報告] 東日本大震災に伴う緊急奨学金申し込み状況について(奨学金運営委員会から)
- 4 東日本大震災被災学生に対する救済措置に関する規程 (附則追加を承認)
- 5 7月以降の石巻からの通学バス運行についての嘆願書

# 第11回震災復興対策委員会(平成23年7月6日開催)

- 1 震災復興関連のシンポジュウム開催について (お願い)
- 2 [報告] 被災学生への聖書寄贈について
- 3 主たる家計維持者が所有する自宅家屋に借家、アパート等は含まれるか?
- 4 東北学院中学校・高等学校及び東北学院榴ケ岡高等学校における「東日本大震災被災生 徒に対する救済措置に関する規程の一部改正について
- 5 仙台市からの学校備蓄用物資の提供について (東北学院中学校・高等学校、東北学院 榴ケ岡高等学校)
- 6 義援金(私学ボランティア基金)による東日本大震災被災校への災害見舞金 (東北学院中学校・高等学校、東北学院 榴ケ岡高等学校)
- 7 東日本大震災に関する東北学院の記録作成について

# 第12回震災復興対策委員会(平成23年7月20日開催)

- 1 [報告] 法務研究科・法学研究科学生への「図書カード」の寄贈について (有斐閣と弘文堂から「図書カード」の寄贈について)
- 2 [報告] ACUCA からの貴学への復興支援金の送付について
- 3 東日本大震被災学生に対する救済措置に関する規程 (借家、アパートを含めることと大規模半壊を全壊と看做すとする附則を追加承認)
- 4 東北学院大学東日本大震災緊急給付奨学金規程
- 5 東日本大震災被災者入学時特待生に関する規程
- 6 北海学園大学学生部から本学学生部への見舞金の使途について

# 別紙 資料 13 第 13 回~第 15 回 東北学院震災復興対策委員会の審議・協議事項

## 第13回震災復興対策委員会(平成23年9月21日開催)

- 1 [報告] T財団法人からの「震災支援金」の決定のお知らせ (支援金額 3500 万円)
- 2 [報告] 石巻からの通学バス利用者アンケート結果

## 第14回震災復興対策委員会(平成23年10月19日開催)

- 1 中学校・高等学校高架水槽(鐘楼)復旧工事
- 2 泉キャンパス第2調整池上部法面崩落復旧工事
- 3 石巻からの通学バス利用者への対応

# 第15回震災復興対策委員会(平成23年11月2日開催)

- 1 主たる家計維持者が死亡または行方不明の場合の入学金のみ(諸会費負担金免除)で入 学できる方法の検討
- 2 東日本大震災学生支援措置の取扱いに係る確認事項(学生納付金関係を中心に)

## 第 16 回震災復興対策委員会(平成 23 年 11 月 16 日開催)

- 1 [報告] キリスト教学校教育同盟関東地区からの義援金の配分について
- 2 平成 23 年度私立大学経常費補助金「学費減免に対する経常費助成」について (財務部長からの報告とお願い)
- 3 東日本大震災により被害を受けた私立学校施設の復旧に係る事業計画書の提出について て (文部科学省高等教育旭私学部私学助成課長からの依頼文書について)

# 別紙 資料 14

財務部長報告 (全学教授会報告)

- 1 平成23年5月19日(木)開催の全学教授会報告
- 5月16日に大学財政専門委員会が開催された。委員長は総務担当副学長だが、代わって 3つの報告をさせていただく。
- (1) 平成22年度大学決算の件である。3月11日の震災以降に大学の業務が事実上停止したので、消耗品費の使い残しや、光熱水費の節約とか、旅費交通費、皆様の出張の取りやめとか、印刷製本費、シラバスの印刷が3月中にできなくて、4月にずれ込んだ等々によって1億数千万の使い残しが出てきた。そういったことがあり消費収支については6億円の収入超過となった。
- (2) 来年度の入学検定料については、今年度と同額3万3千円の据え置きと決めた。
- (3) 今年度の補正予算編成方針、編成要領について認めていただいた。この件については 5月23日の部長会において学部長、部長の先生方を通じて各予算単位に通知する。予算 の実質的な責任者である各学科、研究所の先生方にはその方針、要領に沿ったかたちで 6 月15日までに補正予算の申請を行ってもらいたい。先ほど学務担当副学長から報告があったが、学納金減免、それから新しい給付奨学金ということで総額3億円から3億5千万円が想定されている。それから、工学部、教養学部の機器備品類の破損、復旧ということで6億円程度、それから校舎の復旧に15億円程度ということで総計25億円くらいが想定されるので、4月7日に減額修正されたものはそのまま補正申請していただくということで、増額は基本的に認めていない。ご協力のほどお願いする。

それから東北学院災害復興対策委員会に役目柄委員として出ているので、お願いとご注意を申し上げる。復興支援金ということで、いろいろなところから協力いただいている。5月10日までに70件1400万円の復興支援金をいただいている。個人の場合だと、所得税控除の減免の対象になるので、先生方もご協力のほどをお願いしたい。それから、各クラブ、サークル等に他大学からそういうかたちで支援金をいただいているところがあるが、財務課のほうに届いていないものがある。それらは預かり金というかたちで財務課にまず提出いただき、その後、各サークル等にその趣旨に従ったかたちで配分することになるので、よろしくお願いしたい。

#### 2 平成23年8月9日(火)開催の全学教授会報告

7月17日に大学財政専門委員会、7月19日に法人の財務会議、7月28日に理事会・評議員会がそれぞれ開催されたので、これらの財務関係について報告する。

- (1) 来年度の学生納付金については、本年度の大震災の状況に鑑み、改正しないことが正式に決定した。
- (2) 補正予算について、各予算単位には8月1日付で示達したので、適切な執行をお願いしたい。大枠の変更点についてだけ簡単に報告させていただく。
- ① 収入については、大きく25億円程組替えをしている。ひとつは先生方からもご協力いただいた個人研究費・旅費の件であるが、それで約4千万円、それを含めて大学全体で縮減・節約のご協力をいただいた6億2千万円である。それから、工事関係の措置・凍結として3億8千万円で、いわばそういう縮減も含めて10億円である。ふたつ目は補助金であるが、復旧工事と学生支援で10億円の補助金の増額を予定している。さらには地震保険金5億円を予想しており、収入面の増額は合計25億円を予定している。
- ② 支出については、5月19日の全学教授会で報告したこととかなりの変更点がある。 ひとつは学生支援で、先ほど学務担当副学長と学生部長から報告があったが、今年度の学生納付金の減免・給付奨学金ということで1000名を超える学生が対象になると思うが、1割増の1200名ぐらいになるかもしれないので4億7千万円を予定している。これに加えて、来年度の被災学生に対する入学検定料の免除といま就職部長の報告にあった就職支援を含めると、学生支援が5億円である。建物の被災状況については、復旧費に約12億円を予定している。それから、先生方が直接ご担当の教育研究用機器備品費に総額1億円を予定している。それから多賀城キャンパス6号館の空調設備工事等の一時工事凍結していたものを、その後必要が生じたため解除したということで2億円。ここまでの合計で約20億円である。加えて、後年度負担ということで、5億円である。先ほど説明があったが、東日本被災者入学時特待生への給付、それから来年度にも同じように新入生全員に対して学納金を減免するということ、それから24・25・26年度の3年間にわたり給付奨学金を引き続き給付するということで合計5億円になる。総額で25億円の組替えを行った。

## 3 平成23年10月20日(木)開催の全学教授会報告

10月3日に大学財政専門委員会、10月6日に法人の財務会議が開催され、大学と法人の平成24年度の予算編成方針が決定された。これらを受けて、17日に大学の各予算単位に対しては、学部長を通じて、編成方針、編成要領、予算申請の期日等を通知したので、各学科や研究所等において、予算に直接に係わりのある先生方は、これらを精読のうえ、遺漏のないようにお願いする。

理事長は、法人の編成方針の中で、「正常バイアス」に言及されて、財政運営においても「正常バイアス」を脱して、強固な「自立心」をもって難局に立ち向かう必要性を強調されている。学長は、大学の編成方針の中で、21世紀の高等教育機関に相応しいキャンパス整備の必要性を強調されている。大学の予算編成の骨太の方針は、来年5月1日の学生総数12,200名(大学院を含む)、物件費の伸び率ゼロ(平成23年度予算比)、ただし、予算規模が大きな単位では3%削減である。また、今年度の第1次補正の予算編成のときに先生方からご協力をいただいた個人研究費や学会出張旅費等については、従来どおりの水準に戻すことも方針のひとつである。さらに、大学として

の重点事業としては、大項目で15項目を決定している。学長室の企画推進の10の事業、キャンパス整備計画の策定、被災学生に対する経済的支援、東日本大震災に関する調査研究と提言、ヨーロッパ文化総合研究所(仮称)の設置等は、来年度の新しい重点項目である。これら以外の重点項目並びに詳細についてご関心のある先生方は、各予算単位の責任者にこれらをお知らせしているので、予算責任者の先生の手元にある文書でご確認願いたい。

#### 4 平成24年5月31日(木)開催の全学教授会報告

平成 23 年度は東日本大震災に対応するために 2 回の補正予算を組んで執行したが、決算に付いて 5 月 14 日開催の大学財政専門委員会及び 5 月 24 日理事会評議委員会において承認されたので、大学決算の概要を説明する。

収入の面で震災に関した経常費、一般補助金を含めて、補助金全体で28億円、例年の2倍になった。震災関係補助金として教育研究活動復旧費として約6億円、減免助成として4億7千万円、文部科学省直轄事業(建物・機械)用補助として6億2千万円、震災の災害支援金として多くの方々から1億円をいただいた。

支出の面で建物復旧に12億円、教育研究機器備品等復旧に1億円、震災学生支援、学 費減免給付超過金等で7億円となり例年より20億円以上多い支出となった。最終的には 11億円の総収入超過となったが、今後3年間、大学として震災被災学生の支援として7 億円かかる予定である。

法人関係の決算に関しては近々発刊予定の「東北学院報」または「東北学院時報」をご 覧いただきたい。

# 別紙 資料 15

# 学校法人東北学院 長期計画の基本方針 (案)

## 1. 事業名

東北学院大学総合キャンパス整備事業

## 2. 目的

- (1) 土樋キャンパスの狭隘さを解消し、土樋キャンパス及び多賀城キャンパスの老朽化した 建物を建替えることを目的とする。
- (2) 同一学部同一キャンパスの実現に向け、泉キャンパスの学生 2,000 名程度を土樋キャンパスへ移すとともに、これに対応した教育研究環境の整備とエコ・キャンパスの推進を目的とする。

## 3. 計画期間

平成 24 (2012) 年度~平成 33 (2021) 年度の 10 か年 ただし、平成 24 (2012) 年度~平成 29 (2017) 年度を第 1 期とし、平成 30 (2018) 年度~平成 33 (2021) 年度を第 2 期とする。

# 4. 事業内容

- (1) 東北大学片平校地南地区のテニスコート・駐車場エリア(仙台市青葉区片平二丁目 1番3の一部)の土地取得
- (2) 上記テニスコート・駐車場エリアにおける教育研究施設の建設
- (3) 土樋キャンパスの再開発

## 5. 所要資金見込総額

110 億円 (第 1 期計画 82 億円、 第 2 期計画 28 億円) ただし、第 1 期計画は、「第 2 号基本金組入れに係る計画(平成 24 年 3 月 2 日 理事会承認予定)」を前提とすること。

#### 6. 年次計画

# 第1期計画 (平成24年度~平成29年度)

平成 24 (2012)年度 東北大学片平校地南地区(テニスコート・駐車場エリア)土地取得

平成 25 (2013)年度 (仮) 片平校地の教育研究施設 (9,500 平米程度) の建築設計

平成 26 (2014)年度 (仮)片平校地の教育研究施設(9,500 平米程度)の建築着工

平成 27 (2015)年度 (仮) 片平校地の教育研究施設 (9,500 平米程度) 完成

<土樋礼拝堂西側(土樋2~4号館エリア)の再開発>

(1) 教育研究施設(10,000平米程度)の建築設計

(2) 土樋 2~4号館の取り壊し

平成 28 (2016)年度 2~4 号館エリアの教育研究施設(10,000 平米程度)建築着工

平成 29 (2017)年度 2~4号館エリアの教育研究施設 (10,000 平米程度) 完成

土樋7号館 解体・取り壊し (平成27年度~平成29年度)

# 第2期計画 (平成30年度~平成33年度)

平成 30 (2018)年度 土樋「新」5 号館(7,800 平米程度) 建築設計

平成 31 (2019)年度 土樋 5 号館 解体・取り壊し

平成 32 (2020)年度 土樋「新」5 号館 (7,800 平米程度) 建築着工

平成 33 (2021)年度 土樋「新」5 号館(7,800 平米程度)完成

#### 7. 付託事項

東北大学片平校地南地区(テニスコート・駐車場エリア)に建設予定の教育研究施設及び土樋キャンパスの再開発に伴う教育研究施設の更新の具体的内容については、この「学校法人東北学院 長期計画の基本方針(案)」及び別紙資料「第2号基本金組入に係る計画(東北学院大学将来構想資金)の変更について(案)」を基本することを前提に、「大学キャンパス整備基本構想委員会」及び「大学長期計画委員会(五橋キャンパス・デザイン委員会)」に検討を付託する。

#### 8. 留保事項

- (1) 現在、大学泉キャンパスにいる文学部・経済学部・経営学部・法学部の 1・2 年生の土 樋キャンパスへの移転の可能性を視野に入れること。
- (2) 仙台市立病院移転後の跡地等の購入を視野に入れること。
- (3) 将来、上記の跡地等の購入が確実な場合においては、土樋「新 2~4 号館」の延べ床面積 及び土樋「新 5 号館」の建築について、再検討すること。
- (4) 旧デ・フォレスト館の保存(移築を含む)については、結論が得られ次第、長期計画に 入れること。
- (5) 老朽化した多賀城キャンパスの 3 号館(築 50 年) と 4 号館(築 47 年) の建替えについて検討すること。

## 9. 経営上の問題点と対応

- (1) 大学の経常費補助金が不交付となる入学定員超過率が、平成25年度より、1.20に引き下げられることに伴い、大学の入学定員超過率を1.15とする方向で調整が進められている。これにより、平成24年度に比して、平成28年度には学生数が500名程度、また学生生徒等納付金は5億円程度減少する。
- (2) この長期計画が第2期まで実施されると、毎年の減価償却費は、平成24年度に比して、2億円程度の増加が見込まれる。
- (3) 学生数減少による収入減と減価償却の支出増によって、他の収入・支出の項目を一定とした場合でさえも、平成30年度以降は、確実に消費支出超過に陥る。中期財政フレームにおける「帰属収支差額10%(15億円)の確保」も当然に困難になり、帰属収支差額も5%を下回る状況に陥る。
- (4) この状況を回避するためには、施設設備資金の増額改定等による収入増加策に加えて、 収支改善が進まない法科大学院をはじめとする大学院・学部・学科の再編または廃止 等の措置を講じる必要がある。

# 別紙 資料 16

第2号基本金組入れに係る計画(東北学院大学将来構想資金)の変更について(案)

平成23年12月8日開催の東北学院理事会及び評議員会において、第2号基本金組入れに係る計画(東北学院大学将来構想資金)に関して、その目的を「土地取得」から「総合キャンパス整備」に変更すること、より具体的には、取得予定固定資産の種類を「土地」から「土地、建物」に変更することの承認を得ております。

平成23年5月20日に東北大学側より、「東日本大震災からの復旧・復興を最優先課題として取り組む必要が生じたことから、現在片平南キャンパスに所在する電気通信研究所の移転も含め、青葉山新キャンパス整備事業の全体計画について再検討が必要な状況に至り、東北大学片平校地南地区の土地売買交渉を白紙撤回する」旨通告がなされましたが、今回、東北大学片平校地南地区のテニスコート・駐車場エリア(仙台市青葉区片平二丁目1番3の一部7,950平方メートル)の購入が可能となったことから、これを有効活用し、総合キャンパス整備事業を推進することとします。

この総合キャンパス整備事業においては、前回の東北学院理事会及び評議員会において提示した事業内容「①土樋キャンパス近隣地の取得」の具体的内容として、「東北大学片平校地南地区のテニスコート・駐車場エリアの取得」、また、「②既存不適格施設及び老朽施設の建替え・更新」の具体的内容として、「上記テニスコート・駐車場エリアにおける教育研究施設の建設及び土樋キャンパスの2~4号館及び7号館の建替え・更新等」を予定しています。なお、「土樋キャンパス南西隣接地の取得」も総合キャンパス整備事業の一環ではありますが、購入資金については、平成23年度の流動資金において対応いたします。

本学院財政の健全性を損なうことなく、これを実現していくために、現行の第 2 号基本 金組入れに係る計画を基本的に継承するとともに、所要予定額を 76 億円から 82 億円に、 組入予定額を 50 億円から 53 億円に、平成 23 年度組入額を 7 億円から 10 億円に、また整 備予定年度を平成 25 年度~26 年度から平成 24 年度~29 年度に変更いたします。

記

名称:東北学院大学将来構想資金

事業名:東北学院大学総合キャンパス整備事業

取得予定固定資産:土地、建物 事業内容:総合キャンパス整備

> ① 東北大学片平校地南地区のテニスコート・駐車場エリア (仙台市青葉区片平 二丁目1番3の一部 7,950平方メートル)の取得

② 上記テニスコート・駐車場エリアにおける教育研究施設の建設、土樋キャンパス 2~4 号館及び 7 号館の建替え・更新

所要見込総額: 82 億円 組入予定額: 53 億円

平成 23 年度組入額: 10 億円

取得時期:平成24年度~29年度